

平成18年11月宮崎県定例県議会
生活福祉常任委員会会議録
平成18年12月8日～11日

場 所 第1委員会室

平成18年12月8日（金曜日）

午前10時5分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成18年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 市町の廃置分合について
- 議案第9号 宮崎県都城市と鹿児島県曾於市との境界変更について
- 議案第16号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 請願第11号 私学助成の国庫助成制度堅持などを求める請願
- 請願第28号 永住外国人住民の地方参政権確立のための意見書採択を求める請願
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- 地域生活行政及び福祉保健行政に関する調査
- その他報告事項
 - ・県立病院の経営状況について
 - ・「がん治療センター」の整備について
 - ・(株)ブルーハイウェイライン西日本のカーフェリー宮崎港就航計画について
 - ・合併新法の下での市町村合併の動きについて
 - ・療養病床の再編成について
 - ・みんなで子育て応援運動について

出席委員（8人）

委員長	中野一則
副委員長	宮原義久
委員	川添睦身
委員	黒木次男
委員	井本英雄
委員	内村仁子
委員	太田清海
委員	井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病院局長	植木英範
病院局次長 兼経営管理課長	山下健次
県立宮崎病院長	豊田清一
県立日南病院長	脇坂信一郎
県立延岡病院長	中原 荘
県立富養園長	杉本隆史

地域生活部

地域生活部長	村社秀継
地域生活部次長 (文化・啓発担当)	黒岩正博
地域生活部次長 (地域政策担当)	黒木康年
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	山田教夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
交通安全対策監	湯地幸一
文化・文教企画監	岡村 巖
青少年男女参画課長	河野雄三
男女共同参画監	舟田美揮子

人権同和対策課長	田原新一
市町村課長	江上仁訓
地域振興課長	鈴木康正
総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
電子県庁対策監	富永博章
国際政策課長	岡崎吉博
市町村合併支援室長	橋口貴至

福祉保健部

福祉保健部長	河野博
福祉保健部次長 (福祉担当)	田中六男
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	山内正輝
部参事兼福祉保健課長	内戸保博秋
医療薬務課長	高島俊一
薬務対策監	串間奉文
国保・援護課長	刀坂忠義
高齢者対策課長	畝原光男
児童家庭課長	松田豊
少子化対策監	高橋博
障害福祉課長	轟田歳明
障害福祉課部副参事	岩本直安
衛生管理課長	川畑芳廣
健康増進課長	相馬宏敏
健康増進課部副参事	瀧口俊一

事務局職員出席者

議事課主幹	野間純利
総務課主任主事	児玉直樹

○中野委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○植木病院局長 おはようございます。病院局です。どうぞよろしくをお願いいたします。

これからの説明につきましては、座ったままでお許しをいただきたいと思っております。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成18年11月定例県議会提出議案」をごらん願います。表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。病院局関係の議案は、上から2番目の議案第2号「平成18年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)」と、1つ下の議案第3号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の2議案でございます。

それでは、同じ議案書の9ページをお開き願います。議案第2号「平成18年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)」についてであります。これは、改築後20年以上を経過いたしました県立宮崎病院におきまして、空調用の冷凍設備が更新時期に来ており、大変厳しい状況にございます。早急に更新工事を行う必要が出てまいりましたことから、この事業費について債務

負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。議案第3号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、県立病院における分娩料の上限額を、これまでの10万6,600円から13万円に引き上げるための条例改正をお願いするものであります。

今回提案をいたしております議案の概要につきましては以上でございますが、詳細につきましては山下次長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、若干お時間をいただきまして2件ほど報告をさせていただきたいと存じます。お手元の生活福祉常任委員会資料の表紙をめくっていただきたいと思います。この報告事項をごらん願います。

まず、1件目は、県立病院の経営状況についてであります。県立病院におきましては、今年度から5年間の中期経営計画を策定をいたしまして、その実現に向けてさまざまな改革に取り組んでいるところでございますが、今年度上半期の経営状況や、それを踏まえました決算の見通し等について御報告をさせていただきたいと存じます。

次に、報告の2件目は、がん治療センターの整備についてでございます。県民の皆様からの要望も強いところでありますので、さきの9月議会で答弁をさせていただきましたように、県立宮崎病院内での整備につきまして前倒しで作業を進めてまいりました。このたび、年明け早々には開設できる目途が立ちましたので、御報告をさせていただきたいと存じます。

報告事項の概要につきましては以上でございますが、詳細につきましては山下次長に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げ

ます。

私からは以上でございます。

○山下病院局次長 病院局経営管理課でございます。私の方から、議案2件及び報告事項2件につきまして詳細を御説明申し上げます。

まず、議案でございますが、ただいま局長が申しあげましたように、議案書と事項別明細書でありますけれども、説明の方はお手元の生活福祉常任委員会資料の方で御説明をさせていただきます。

まず1件目、議案第2号「平成18年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）」でございます。資料の1ページをごらんいただきたいと思います。先ほど局長が申しあげましたように、空調用の吸収式冷凍設備、要するに空調機でございますけれども、その根幹になる部分ですが、整備後23年ということで非常に老朽化しております。来夏にはこれは危ないということで、今年度債務負担行為をお願いいたしまして、補正をお願いいたしまして契約に取りかかるというものでございます。債務負担の期間は18年度から19年度まで、限度額1億1,700万円、概ね工期半年間、したがって来年度の2月ごろには契約をいたしまして、4月から工事を開始いたします。6月にはでき上がって、試運転等含めて7月の暑い時期には供用開始ができるということで考えております。財源は企業債でございます。

次に、議案第3号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。資料の2ページをごらんいただきたいと思います。改正の理由といたしましては、平成10年に改定をいたしまして以来、8年間改定をいたしておりません。この間、分娩にかかる経費とか、あるいは、県内の主な医療機関等こ

ういったところが、先般の出産一時金の改定等もございまして相当程度上がっております。そういったところとの均衡、それから、もちろんコスト面も考えまして今回値上げをお願いするものでございます。参考までに、例えば、宮大の附属病院等では10万から12万のレベル、国立都城病院では12万から13万のレベル、今回民間等の大手病院等では、従来13万から17万だったものを20万から24万というふうに上げるというお話をお伺いしております。そういった中で、今回来年の1月1日からということで、下の表の参考にございますように、出産時間の区分に応じて10万円から12万円、13万円という3段階で従来どおりの刻みでございますが、改正をお願いするものでございます。したがって、今回最高額を13万円と定めまして、その中で、これは病院局長の規定で定めると、12万、13万については規定で定めるということでございます。条例の一部改正については以上でございます。

引き続き、報告事項を2件させていただきます。

1件目は、県立病院の経営状況についてでございます。資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。平成18年度上半期の経営状況でございます。地方公営企業法の全部適用になりましたから初めての上半期の締めということでございますが、まず、患者数の状況につきまして、これは相対的に入院、外来ともに減少をしておるという状況でございます。特に外来の方は相当な落ち込みがございます。これは、もちろん地域連携とかあるいは入院治療の医療へとかそういった傾向もございますけれども、このような結果になっております。

こういった状況を踏まえた上半期の収支の状

況でございますが、下の表にございますように、17年度の上半期と比較した表をつくっております。合計のところでございますけれども、収益と費用をした結果、上半期の純利益が3億6,100万円余の赤字ということになっております。これを17年度の上半期と比べますと、2億7,000万円余の改善にはなっているというものでございます。個々の病院ごとの収益と費用との関係をその下にそれぞれ病院ごとに掲げておりますが、特に宮崎病院につきましては、上半期の時点では黒字ということで、昨年度の上半期と比べますと4億円余の改善ということになっております。一方、延岡病院につきましては3億3,100万円余の赤字ということで、昨年度と比べますとかなり悪化をしているという状況でございます。一方、日南病院につきましては、これも赤字ではございますけれども、昨年度の上半期と比べると若干の改善をしている。それから、さらに富養園につきましても、同じく若干の改善をしているという状況でございます。こういった結果、全体としては、昨年度の上半期に比べると2億7,000万円余の改善をしているという状況でございます。

次の4ページからは、この詳細について表を掲げております。まず、4ページの表は病院事業体の状況でございますが、患者数につきましては、宮崎病院の入院以外のところは、入院・外来ともに患者数は減少しているという状況でございます。全体としてももちろん減少しているという状況でございます。こういったことを反映して、下の収支の方に、先ほど申し上げましたように、収益としてもやはり1.9%の減、全体として収益は減をしているけれども、一方、費用も減少したということで、3.8%の減少ということでございまして、全体としては当期の純

利益は、昨年度同じ時期に比べて2億7,000万円余の改善になっているということでございます。

5ページからは各病院ごとの状況でございます。後ほど詳しくごらんいただきたいと思いますが、特に、宮崎病院は、入院患者数の伸びもあることながら、いわゆる患者単価、入院のところの4つ目のところに患者1人1日当たり入院収益というのがございますが、いわゆる患者単価が相当伸びているといったところが今回の収入増に寄与しているというものでございます。同じく外来につきましても患者単価は伸びている。外来の一番下のところでございますが、患者1人1日当たりの外来収益、同じく伸びているということでございます。この結果、宮崎病院の収支の状況でございますが、当期の純利益は4億円余の改善をしたというものでございます。

次の6ページ、延岡病院でございますが、ここは患者数の減もさることながら、さらに、いわゆる患者単価、患者1人1日当たりの入院収益、ここもやはり落ち込んでいるということで、これが収益に大きく影響をしております。外来単価につきましても若干上がっておるんですけども、やはり患者数が落ち込んでいるということで、収益としては落ち込んでいるというものでございます。その結果、下の表の一番下、当期純利益2億6,200万円余の悪化になっているというものでございます。

一方、日南病院、7ページでございますが、入院・外来ともに患者は減少しておりますけれども、患者1人当たりの入院収益が若干伸びているというところはございます。さらに、外来の方はかなりの額を伸ばしているんですけども、患者数としては減っているということで、収益全体としては、下の表にありますように、2.3

%、6,000万円余の減少になっておるんですけども、費用の方がそれ以上に落ちているということもございまして、当期の純利益3,800万円余の改善になっているというものでございます。

次に8ページ、富養園でございますが、ここは病棟閉鎖等もございまして、延べ患者数は相当落ち込んでいるというところがございます。1人1日当たりの入院収益は5%という伸びで、他の病院に比べると単価そのものは低いんですけども、若干は伸びているというものでございます。外来も同じく患者数は減っている。そして、この場合は、1人当たりの単価も外来の分は落ちていると。ここは薬価の切り下げの分が影響しているのではないかというふうに考えております。

こういった結果、下の収支の状況でございますが、当期純利益として、一方、費用の方が相当落ちたということでもございまして、これは病棟の統合等の改善の結果があらわれているというふうに考えますが、対前年では9,100万円余の改善になっているというものでございます。

18年度の上期の状況はこのようなことでございますが、これを18年度全体で見通した場合にどういった見込みになるかというのが9ページからの表でございます。9ページの表をごらんいただきたいと思いますが、患者数の見込み、これにつきましては、やはり今の患者数の状況でいくと相当厳しい状況にならざるを得ないということで、17年度実績、それから18年度の計画、これは計画というのは先だって策定いたしました中期経営計画の数字ですけれども、これに比較しても、18年度見込みは延べ入院、延べ外来ともに相当数落ち込むのではないかというふうに考えております。

一方、こういった患者数の減少というのはご

ございますけれども、先ほど申し上げましたように、患者の入院単価等の増、費用の減ということで今後を見込んだ場合に、下の収支見込みでございますが、ここから100万円単位になります、17年度、18年度計画、18年度見込み、太枠で囲んだ部分が見込みでございますが、251億7,000万ということで、計画比では7億6,700万円余の減少となりますが、一方、費用の方がそれ以上に減少するというので、8億3,600万円余の減少ということで、下の当期の純利益が18年度見込みとしては22億6,300万円ということで、17年度実績に比べますと8億3,000万円余の改善、18年度の中期経営計画に比べましても7,000万円余の改善になるというふうに見込んでおります。上半期の方は、概ね患者の動向等、入院単価の状況、こういったもので出てきますが、これを年度全体で見ますと、当然退職給与金とか、つまり年度の後半にならないと出てこないというものもございまして、そういった要素も加味した上でこの見込みは作成したものでございます。見通しとしては昨年度より改善するし、計画も一応達成するのではないかとこのように見込んでおります。

10ページから各病院ごとの収支見込みでございます。まず宮崎病院、次に延岡病院ということでございますが、宮崎病院の改善が相当進むのではないかとこのように、宮崎病院の表の一番下のところでございますが、当期純利益のところをごらんいただくと、18年度見込みとしては、2億4,200万円の赤ではあるけれども、計画比でも3億7,900万円の改善。17年度からは5億8,700万の改善ということで、償却前の黒にも当然なるということでございます。

一方、延岡病院につきましては、その下の表でございますが、同じく当期純利益の欄を見て

いただきますと、相当厳しい状況が18年度は出てくる見込みでございます。9億9,500万ということで、5億400万円余の計画比で赤と、昨年度比でも5億8,000万円余の赤ということでございます。ただ、償却前利益としては一定程度確保できるであろうという見込みでございます。

隣の11ページ、日南病院でございますが、同じく当期純利益の欄を見ていただきますと、太い黒枠で囲んだ18年度見込みのところ、7億4,400万円の赤ということでございますが、これも計画よりは1億2,600万円余の改善をする見込みだと。当然17年度実績よりも改善をする見込みだということでございます。償却前利益も一定程度計上できるというふうに見込んでおります。

さらにその下、富養園でございますが、同じく18年度の見込みのところ、太枠の欄ですが、当期純利益の一番下のところですが、2億8,200万円余の赤でございますけれども、17年度実績あるいは18年度計画、いずれに比べても改善をしているということで、この場合には償却前の赤字はやはり計上するという結果になっております。総体的には以上のような見通しを現在持っておるところでございます。

こういったことを、じゃ、どのようにやってきたかということで、12ページに、経営健全化の取り組みについてというのも項目で掲げております。大きく、上半期にどういったことをやったか、下半期はどういったことをやっていくかということで分けております。上半期につきましては、病棟再編、富養園でございますが、それから、業務委託の推進とか、共同購入の推進等をやってまいりました。一方、下半期ですが、これは10月以降でございますので、既に取り組んでいるものもございまして、病棟再編は、日南、

富養園につきまして10月から病棟再編を行ったところでございます。それから7対1看護体制につきましても、3病院とも12月にはいずれもその体制に取り組める体制をとったところでございます。それから延岡病院につきましては、地域医療支援病院の体制整備を11月には図ったというものでございます。この7対1にしろ、あるいは地域医療支援病院にしろ、いずれも収入増に直接つながるものでございます。それから、後ほど説明いたしますが、宮崎病院につきましては、先ほど局長が申しあげましたように、来年の1月にはがん治療センターを発足できる見通しでございます。

引き続きまして、報告の2件目、ただいま申し上げた宮崎病院のがん治療センターの整備でございます。御承知のように、いわゆる3大死因という中の筆頭のがんが掲げられております。特に、その死亡率というのは、他のと申しますか、2番目、3番目の心疾患、脳疾患に比べると倍とかという非常に高い死亡率、死因を占めております。それに対応するために、今回宮崎病院にがん治療センターを発足させるというものでございます。

整備内容といたしましては、8階にがん治療センターを設けて、外科系46床、内科系44床、計90床でがん治療センターを構成すると。そのほかに、この8階の中にがん治療のカンファレンスルーム、こういったものを置きまして医療者間の症例検討、情報共有の場とする。いわゆる修学的治療をここで目指すというものでございます。

これに伴いまして、3番にございますように、新たな組織を設置をいたします。その点線で囲んだ部分が新たな組織でございますが、従来の診療部の中に病理科というのを新たに設けま

す。これは従来臨床検査科の中にあつたものでございますけれども、がん治療の中で細胞診断なり、あるいは生検の組織診断なり、こういったところで非常に重要な役割を果たすところが病理科でございます。ここを独立させるということと、あと、診療部と並んでがん治療センターという組織を設ける。この下に診療科として血液科、化学療法科を当面設けるというものでございます。特に血液につきましては、当然がん治療、例えば白血病とかそういったものを治療いたしますとともに、血液疾患に対する専門科というものになるものということで考えております。それから、化学療法科につきましては、化学療法というのはいわゆる抗がん剤治療のことでございます。内科、外科ともこの抗がん剤治療が今主流になってきておりますけれども、そこを専らいわゆる腫瘍専門医等を配置した上で対応するというものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野委員長 執行部の説明が終了しました。まずは議案について質疑はありますか。議案2号、3号についてありませんか。

○井本委員 直接の絡みじゃないんだけど、病院の修理とか補修とか、ああいうものは専門の人がいつもおられるんですか。それとも補修ごとに予算を計上してやるようになってるんですか。どういうふうにしているんですか。普通の大きな会社のビルディングなんかは、2人か3人ぐらいおっていつもこつこつとペンキ塗ったりやっていますわね、ああいうのは病院でもあるのかという話です。

○山下病院局次長 それぞれの病院に整備係というのがございまして、その整備係の職員と委託の職員で対応しているというものでござい

す。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 議案の第2号の方ですが、冷凍設備については整備後23年経過しているというふうに書いてありますが、こういった設備は大体耐用年数というのはどのくらいで見込まれているのか、その辺。

○山下病院局次長 病院の機器類については、例えば医療機器等については5年とか、こういう設備等につきましては、例えばエレベーターとかこういう吸収式冷凍については20年とか、建物については40年とか、いわゆる法定の耐用年数がございまして、今回のこの分は法定の耐用年数を上回って稼働しているものでございまして。

○太田委員 法定の耐用年数を過ぎておればやむを得ないだろうと思うんですが、来年の夏が危ないんじゃないかというような話も聞いておりますが、念のためにお聞きしますが、調子が悪くなっているとか、何か具体的にそういう事例でもあれば早急にせにやいかんのかなと思ひまして、その辺の事例、何か挙がっているんでしょうか。例えばごとごと音がしたとか。

○山下病院局次長 特設病棟等で支障がある話は聞きませんが、ただ、全体の稼働の能力が50%に落ちているということで非常に危機的な状況ではございます。

○太田委員 それと、県病院でこういった設備を購入するわけですが、これはやっぱり入札という形で県病院で直接やられるのか、営繕課とかあいつたところを通して入札なんかをされるのか、そういったやり方と、こういう業者が大体どのくらいいらっしゃるのか、こういう専門的な機材を扱っている業者がどのくらいいらっしゃるのか、教えてください。

○山下病院局次長 経営管理課で執行するものと病院で執行するものとの基本的な考え方ですけども、軽易なもの、病院で対応できるものについては基本的に病院で対応します。その場合の業者選定につきましては、私どもの方に上がってきまして、私どもの方で営繕課と協議した上で指名の範囲を決めて病院にはお知らせすると。経営管理課で執行するものにつきましては、同じく、経営管理課で営繕課と協議の上で指名等を決定して、そして経営管理課で入札なりを執行すると、そういう形になっております。あと、業者等につきましては、手元に資料等ございませぬので、相当数いるということは確かでございます。管工事のAクラスというこれは工事区分になるということで、県内で約70社あるということでございます。

○太田委員 念のためにまたお聞きしますが、入札というのは3月とか予定される時期はあるんでしょうか。というのは、きのうの本会議の中でも、今後の入札制度についていろいろ改善していくという方向も出されたものですから、この入札自体はいつごろ予定されることになるんですか。

○山下病院局次長 今回この冷凍設備につきましては、先だって委員会でも御説明しましたように、いわゆるESCO事業の一環として、その先行として行うものでございます。ESCO事業そのものはまだ相当着手までに時間がかかりますので、そのESCO事業の業者選定の中で、これはプロポーザル方式という方式をとることで進めておりますけれども、その中で決定した業者についてこの分を先行してやっただくということで考えております。

○太田委員 これ自体の入札といひますか、そういったのは3月までにやらにやいかんという

ことではいいんですね。

○山下病院局次長 ESCO事業者を決定するのは当然それまでにしないとイケないということでございます。

○中野委員長 議案ではありませんか。

○川添委員 私ども余りわからん分娩料なんです、お産のために病院に入院したと。そして退院をすると。トラブルはなくて通常の退院をしたという場合には、診療報酬的な金額と、実際本人が国民健康保険を基準にしたときに幾ら払って帰るのか。それと、もう一つ、議案とは関係ないんですが、1人目と2人目と3人目とかこうあるんですが、個人の状況が。例えば、1人目はそうだけど、2人目は2万円安くなりますよとか、そういうような配慮というものは検討されないものか。2人目というのはその人の固有の特権ですよ。わけがわからん人が、私は2人目といたってどこでお産したかわからんということじゃなくて、戸籍上の2人目、そういうときには……。私が言うのは、社会的少子化対策をどうするかという議論のときに、そういう切り口というか対応の仕方というのは、病院の固有の配慮として県の場合ないのか。前段は幾らかかるのか。13万というのはどういふふうな位置になるのか、そこ辺をちょっと専門的に教えてほしいんですが。

○山下病院局次長 金額の話でございますが、通常の出産、概ね入院6日間、時間内で普通分娩とそういう条件でいった場合に、すべてひっくるめて29万5,000、約30万弱というところでございます。これがいわゆる帝王切開とかいうことになると、一部保険診療、それと一部自由診療といいますか、分娩料等の世界、それを合わせてということになるわけですがけれども、保険から病院に支払われる分もございませ

ども、保険の3割負担等を含めても概ねこの30万弱、通常の帝王切開の場合にはそういうことの額のようにございます。

それから、初産婦、経産婦の話ですけれども、確かに初産婦と経産婦で分娩料の額を変えている病院がございませぬ。私どももこの分について検討はいたしましたけれども、変えているところがむしろ少ないということ、それと病院にかかる負担、それから他病院との比較、こういったもので同じく一本でいこうということで考えたものでございませぬ。

○川添委員 例えば29万かかって、その中で通常分娩の場合は13万払って帰ると、そういうことになるんですかね。

○山下病院局次長 29万5,000は病院でいただくものでございませぬ。中身は、先ほどの分娩料も含めて、例えば入院されますと、入院基本料というのが1日幾ら、その6日間分、それから新生児の介補料、湯あみをさせたり、そういったものが幾らといったこと、あと、食事療養費とか、通常入院される方にいただくお金ですがけれども、それから、細かくは出生証明書とかあるいは定期検診の費用とか、それから妊婦検診の費用とか、こういったものをすべてひっくるめて30万円余ということで、これは御本人から病院がいただくというものでございませぬ。

○川添委員 結局この13万を限度として、12万もある、病院によってはあれですが、本人は30万近く金払って帰らんと退院はできないという認識でいいんですかね。

○山下病院局次長 そういうことでございます。今回、出産一時金が10月から30万円から35万円に上がったという場合のいわゆる出産に要する費用ということでございませぬ。

○川添委員 そこで、出産をされる御婦人の手

当てといたしますか、それはどうなっているんですかね。手当てといたしますか、それに対して手続をすれば幾ら幾ら戻ってくるか、補助金があるか、助成といたしますか、そういうものはどうなんですか。

○山下病院局次長 それがいわゆる出産一時金ということで、それぞれの保険から出産された方に返ってくる。30万から35万に今回10月に上がりましたがけれども、それが返ってくるものでございます。

○川添委員 そうなると、トータル手出しはないと、単純に言えばそれでいいんですか。

○山下病院局次長 少なくとも県立病院で通常の出産であれば、基本的には手出しはない世界でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、市中の大手病院とかこういったところは今回相当値上げしますので、そこらあたりがどういうことになるかはちょっと承知はしておりません。

○川添委員 それから、経産婦の場合ですね、3人でも4人でも頑張りなさいと私たちは結婚式や何かに行くと言うんですね、希望的観測で。そのためには、手だてが、仮にですよ、ありますよとかいうのも、一つの政治的配慮か社会的配慮か知らんけど、少子化対策の中でそういう声はあると思うんですよ。それを実際ここでこういうときに実行せん限りは絵にかいたもちになる。これはこれでいいんですが、そういう一つのPRとしては、1人目はこうだけど、2人目は幾ら幾らだというようなものが一つの少子化対策としては私は必要だと思うんですよ。これは今のところないわけですから、そういうのも今後一つの検討材料にして、個人病院あたりだったら私はそういうものはあるんじゃないかと思うんですね。かかりつけのお産の医院な

ら、2人目のときは手加減といたしますかね、そういうものがあってお客を引き寄せると。そっちはお客を引き寄せる一つの手段かもしれません。正規のものとサービスのものと、少子化対策には私はそういうサービスのものが先行した方が、お産に対する安心感といたしますか、さっき聞きましたから、30万で手出しがないとすればそう抵抗はないのかなというのがわかりましたから、いいんですが、政策的にはそういう配慮、たとえ1万円でもね、というのはどうかなと。それはいいです。意見です。

○黒木委員 3ページの県立病院の経営状況についてちょっとお伺いしたいと思います……。

○中野委員長 ちょっと待ってください。後でしてください。

○内村委員 2番目の病院の今度の分娩費の改正ですが、ちょっとお尋ねしますけど、2ページが一番下の方に改正後の料金体系と書いてありますけれども、これは入院した時点からの発効なんですか、分娩の時間が長くかかる方もあると思うんですが、そこのところの計算はどんなになるのか教えてください。

○山下病院局次長 先ほど川添委員の御質問の中にございましたように、全体で一般的には30万円ということでございますけれども、その中で時間が長くかかって入院期間が長くなったとかいうことになると、つまり入院基本料等が当然上がるというものでございます。

○内村委員 もう一点、1ページの空調関係ですけれども、今のところ、6月で試運転、7月開始の予定ということで伺ったんですが、6月に入ると梅雨時期でどうしても病院は戸もあけられないと思うんですよ。普通でもですね。だから、この予算が通ってから工事に入られるわけですけれども、梅雨時にはこれが終わるような

契約の仕方を、着工、完工予定とかそういうのをに入れていただいた方がいいんじゃないかなと思います。これはお願いをしておきます。終わります。

○中野委員長 要望ですね。議案ではありませんか。

○太田委員 議案の第3号でありますけど、値上げをするということでもありますけど、これは出産一時金が5万ほどアップした分のうちの1万8,000円もしくは2万3,400円分ぐらいは今回いただかざるを得ないんじゃないかということだろうというふうに解釈しますが、1月1日からこれを施行するということではありますが、こういうやり方をした場合、年間もしくは月でもいいですが、どのくらい収益がアップする見込みと出されていますか。年間でもいいです。

○山下病院局次長 年間で3病院合わせまして1,700万円程度の増収ということでございます。

○太田委員 改善の努力なりそれぞれのところでされておるとお思いますので、これはぜひやっていただきたいという思いからだろうというふうに解釈をいたして判断をしたいとお思います。あと、議案についてはありません。

○中野委員長 ほかに議案はありませんか。

ないですから、次は、その他の報告事項で何かありませんか。経営状況、がん治療センターについてです。

○太田委員 6ページのところで説明をお願いしたいと思いますが、延岡病院の方が短期の見込み、通年を通してもちよっと厳しい状況があるということで説明がありましたけど、6ページの中で、例えば患者1人1日当たりの入院収益が下がっておるといことですよ、延岡の場合。ほかの病院ではこれが上がっておるわけで

すが、患者1人当たりの入院収益がこのように差が出てくるというのは、どういった問題から下がるとか上がるというのが出てくるんですかね。

○山下病院局次長 私の方からお答えいたしますが、延岡病院につきましては、救急関係で診療料を相当上げておりました。今回18年4月の医療費改定等によりましてそういう要件がなくなるとその分の収入が減ったというのが1点と、もう一つは、診療科別に見ますと、整形外科と心臓血管外科の患者が減っている。ここは特にいわゆる患者単価の高い診療科でございまして、そういったところがこの1人当たりの単価に反映しているというふうに考えております。

○中原延岡病院長 今、次長が話しましたように、実はもっと詳しく言いますと、患者単価が減るといことは、これは診療のやり方によると思うんです。いわゆる救急の非常に重傷者が多いと単価は必然的に上がってまいります。そして、逆に、手術も一緒ですけれども、手術も難しい手術になるほど単価は上がっていく。その中で、整形外科の30年おった部長がやめる、心臓外科の10年以上おった部長がやめたことで、非常に手術が落ち込んでおります。そのため単価が落ちてくることはどうしてもあるんですね。

それともう一つは、それだけおったお医者さんがやめると患者さんが一緒にいなくなっちゃう。それが非常な問題で、現に今回の上半期のことからいいますと、うちの場合は、診療報酬改定もそうなんですけど、それ以上にいい医者がいなくなった、これを言いたいと思います。その影響で非常に落ち込んだと。いわゆる簡単に言いますと、心臓外科と整形外科だけ考えても4億近くぐらい落ち込んでいます。それぐらいの差が出てくるということをしっかり覚えて

おいていただきたい。

それと、もう一つは、うちはがん科の医者がいなくなったんですね。延岡とか県北の医療圏には非常に医療資源が少なく、それがさらに減っていくという状態が出てくると。

もう一つ、ある意味診療単価は、17年度と比較すればわかると思いますけれども、うちは精いっぱい高くしてきておったんですね、今まで。それが今回前年度比較という形で非常に落ちたように思われますが、大体4万2,000ぐらいあったらいいんじゃないかと思います。以上です。

○太田委員 いろんな組み合わせの中でそういうのが出てくるということでしょうから、医者がやめてほしくないというのものもあるだろうし、これは高度な判断をされにやいかんところもあるだろうし。理由はわかりました。いい医者を確保せにやいかんのかなと、皆さんいい医者だろうと思いますけど、そういうことを感じました。

それと、報告ということでもう一つ、13ページのがん治療センターなんですけど、宮崎病院の方で特化していくということで期待をされていると思いますが、新設する場合の人員体制、医者とか看護師とかその辺の人員体制をどのように賄っていくかというところは、その辺はどういうふうなことなんでしょうか。ほかの病院からの異動とかいろいろあるだろうと思うんですけど、どんなことでしょうか。

○豊田宮崎病院長 お答えします。人員体制としましては大きな変化はやっていません。今、局長と次長がお話ししましたように、ニーズが非常に高いということと、病院としてのあるべき姿といいますか、宮崎病院として何を求められているか、どういうふうな方針でいくかということで議論をされてきたところです。それに

沿いましてがん治療にある意味で特化すると。それから、もう一つは急性期医療に特化する。ですから、宮崎病院としては2つの部分で大きく力を入れて特化していこうということにしております。

それから、がん治療につきましては、ドクターは、例えば内科、外科だけじゃなくて、産婦人科、泌尿器科、多くの科でそれぞれ10年、20年のベテランのドクターが実際にやっているところです。それをはっきりとこういうふうな体制をつくりまして、宮崎病院としてはがん治療に特化して中心にやっていくということが1つ。それから、マンパワーの問題に関しましては、今後もっともっと優秀ながん治療の専門的な医師を確保していくように今努力をしているところでございます。以上でございます。

○太田委員 要望として言っておきますけど、新設ということで、スムーズに、そしてまた期待されて出発してほしいと思うものですから、現場で働く人たちとともに十分話し合いとか、意を酌んでもらって、働きやすい職場として頑張っていたいただきたいと思います。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○内村委員 12ページの18年度下半期の取り組みの中で、7対1看護体制の整備というので、11月、12月、それぞれ始められるということですが、今、看護師の確保がすごく、東京とか都会の大きい病院に流れつつある。地方の病院が大変だとこの前も話を聞いたんですが、このことについてはそういう心配はありませんでしょうか。

○山下病院局次長 今回、そこにございますようにそれぞれの月に7対1を始められると。その場合の看護体制についても確保できるということではしております。御指摘のように、看護師

がなかなか募集しても来ないという状況はございますけれども、先だって御報告申し上げましたように、いわゆる臨時職員の待遇等も改善をいたしまして確保に努めているところでございます。

○中野委員長 ほかにありませんか。

では、その他で何かありませんか。

○黒木委員 県立病院の経営状況についてということではいいですか。

○中野委員長 それなら、その他の報告事項でどうぞ。

○黒木委員 今まで延岡病院、日南病院は宮崎病院に比べて非常に経営状況もよかったわけですが、患者が特に延岡病院は非常に落ち込んだということについては、先ほど太田委員の方からの質問で御答弁がございましたので、改めて言いませんが、宮崎病院が今回は前年度に対して9.7%、当期でも1.6%と大幅に伸びておるようですが、この要因はどこにあったわけですか。

○豊田宮崎病院長 宮崎病院としてお答えいたします。一番大きな理由の一つは、職員の意識の向上と申しますか、それが一つあると思いません。非常に職員が努力してくれているということがございます。それから、次は、手術、例えば心臓外科、脳外科、整形外科の手術件数が増加したということがございます。それから、もう一つは、病院全体で病床利用率等の目標の設定を以前からしてしまっていて、それに対する努力が、職員全体がそういう努力をしてくれたということがございます。もう一つは、外来の患者数に関しましては、今、医療連携化等々でかかりつけの先生方に診ていただくような連携をとっているということで、外来の患者さんはある意味では減っていったということなんです。あと、外来業務の部分を入院の患者さんを中心

的にシフトしていくと、入院の患者さんの方にシフトした時間をつくっていかうということで、そうすることによりまして、医療安全とかそういうのに効果的に働くものですから。ですから、大きいのは、手術件数、それから病床利用率等々がふえてきたと、診療面ではそういうことがございます。

○黒木委員 今まで私たちも監査等で行っても、一番大きな宮崎病院がほかの病院よりも経営状況が悪いということで、何回となく指摘もされたわけですが、今回このように効果が上がったということを非常にうれしく思っておるところでございます。今後ともひとつ宮崎県で一番大きい病院でございますので、さらに頑張ってくださいよう要望しておきたいと思えます。

○中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、以上をもって病院局を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時5分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○村社地域生活部長 それでは、まず初めに、今回提出いたしております議案について御説明いたします。

地域生活部から提出しております議案は、議案第6号外3件でございます。お手元の「平成18年11月定例県議会提出議案」により御説明いたします。

議案第6号の赤いインデックスが張ってございますけれども、17ページをお開きいただきたいと思っております。これは知事の権限に属する事務を、地方自治法の規定に基づき、市及び町に移譲するための条例改正でございます。当該条例を初めとする権限移譲事務につきましては、総務部行政経営課で所管いたしておりますけれども、各課で所管する具体的な事務の移譲に係る審議について、各委員会に分割付託されているものでございまして、今回、地方自治法並びに特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法でございまして、に規定する事務について、市町村へ権限移譲するものでございます。

次に、議案第8号、インデックスが張っておりますが、43ページをお開きいただきたいと思っております。議案第8号「市町の廃置分合」、いわゆる市町村合併についてであります。今般、延岡市長と北川町長から、知事に対し、延岡市及び東臼杵郡北川町の廃置分合についての申請が行われておりますことから、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、県議会の議決に付するものでございます。

次に、ページを1枚めくっていただきまして、45ページをお開きいただきたいと思っております。議案第9号「宮崎県都城市と鹿児島県曾於市との境界変更」についてであります。これは、当該地域において土地改良事業が実施されたことに伴い、従来の地形が変更されたため、改良後の区画に合わせて境界を変更するものでございます。地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決に付するものでございます。

次に、追加提案させていただきました補正予算案についてでございます。議案第16号と括弧書きで記載しておりますが、「平成18年度11月補正歳出予算説明資料」の方を見ていただきたい

と思っております。インデックスが張ってあるかと思っておりますが、1ページをお開きいただきたいと思っております。今回お願いしております地域生活部の補正額は、6億5,274万6,000円の増額でございます。これは、今般の知事選挙に要する経費を措置することによるものであります。この結果、地域生活部の一般会計予算額は、160億3,567万5,000円となります。

次に、報告事項が2件ございます。お手元に配付いたしております生活福祉常任委員会資料により御説明いたします。

資料の19ページをお開きいただきたいと思っております。株式会社ブルーハイウェイライン西日本のカーフェリー宮崎港就航計画についてでございます。同社が、志布志港と大阪港の間を毎日1便運航いたしておりますカーフェリー「さんふらわあ」を、宮崎港から大阪港への航路に変更する計画を進めている件について御報告いたします。

次に、21ページをお開きいただきたいと思っております。合併新法のもとでの市町村合併の動きについてであります。去る9月の委員会で、高原町における住民発議について、合併新法に基づく手続が進行中であることを御報告したところでございますけれども、今回その後の動きについて御報告いたします。

なお、これらの議案及び報告事項についての詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

私からの説明は以上でございます。

○日高生活・文化課長 それでは、生活・文化課関連の議案につきまして、お手元の「生活福祉常任委員会資料」によりまして説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。「宮崎県

における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。先ほど部長からも説明がありましたとおり、宮崎県における事務処理の特例に関する条例によりまして、住民に身近な行政サービスは、できる限り市町村で行うことを基本に、市町村の希望、選択によりまして権限移譲を推進しているところであります。今回、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に規定します県の事務の一部につきまして、取り扱いを希望する市町村に移譲を行うための条例の改正を行うものであります。

次に、移譲する事務の内容ですが、2に列記してありますように、まず、NPO法人の認証、公告、縦覧等法人の設立に関します7つの事務、それから、定款や役員の変更、事業報告等法人の管理に関します7つの事務、それから、解散及び合併に関する5つの事務、最後に、報告の徴収、改善命令等法人の監督に関します9つの事務、合計28の事務につきまして移譲することとしております。

移譲対象市町村としましては、宮崎市及び都城市。それから、施行期日は平成19年4月1日を予定しております。

なお、この新旧対照につきましては、次の2ページから3ページに記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

私からの説明は以上であります。

○江上市町村課長 市町村課関係の議案等について御説明を申し上げます。

常任委員会資料の5ページをお願いいたします。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。これは、県から市町村への権限移譲を推進するための条例改正でござ

います。

1の改正理由にありますように、県では、これまで、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うということの基本に、権限移譲を進めてきたところでございますけれども、今般、2の(1)に記載をしております新たに生じた土地の確認に関する届け出の受理、それから告示という2つの事務、及び2の(2)に記載をしております市町村区域内の町または字の区域の変更等に関する届け出の受理と告示という2つの事務につきまして、都城市を初めとする2市2町に対しましてそれぞれ権限移譲を行おうとするものでございます。

このうち、2の(1)の新たに生じた土地の確認に関する事務でございますけれども、これは、埋め立て等によりまして新たに陸地が形成された場合に、市町村長が議会の議決を経て新たに生じた土地の位置と面積を確認しまして、知事がその旨告示するという事務でございます。平成19年度から新規に移譲する事務でございます。

(2)の市町村区域内の町または字の区域の変更等に関する事務につきましては、既に11市町村に移譲を行っている事務でありますけれども、今回、移譲市町村の追加を行おうとするものでございます。

なお、市町村が移譲された事務の執行に要する経費として、所要額を交付金として交付することとしております。

お手数でございますけれども、8ページをお願いいたします。これは、現在の事務処理の流れと権限移譲後の事務処理の流れを図にしたものでございます。図の上の方がこれまでの事務の流れ、下の方が権限移譲後の事務の流れを示しております。

まず、これまでの事務の流れでございますけれども、市町村が、新たに生じた土地の確認や町や字の区域の変更を行おうとする場合には、自治法の規定によりまして、知事は、図の右側にありますとおり、市町村からの届け出を受理をしまして、これを告示することとされております。このため、県と市町村との間で事前に打ち合わせを行っておりますけれども、市町村にとりましては、県に提出する書類作成や県庁への出張などその負担が大きいものがございます。こういう中で、今回権限を市町村に移譲いたしますと、図の下の方にありますとおり、事前協議や県への届け出が不要となりますので、市町村にとりましては、市町村の内部で事務が完結しますので、迅速な事務処理が可能となるなどのメリットがあると考えております。また、県にとりましても、事務処理の合理化が図られるものと考えています。

なお、今回の権限移譲につきましては、平成19年4月1日から行うこととしております。

次に、議案の第8号でございます。9ページをお願いいたします。議案第8号、市町の廃置分合につきまして御説明を申し上げます。

これは、北川町を廃しまして、その区域を延岡市に編入するいわゆる合併議案でございますけれども、合併予定の延岡市、北川町は、地理的にも歴史的にも深い結びつきがございます。それぞれの自治体が抱える諸課題に対応するとともに、当該地域をさらに発展させていくため、今回合併を行うものでございます。

3に記載しておりますように、合併方式は編入合併、合併期日は平成19年の3月31日、新市の名称は延岡市、事務所の位置は現在の延岡市役所となっております。新市における議員の定数につきましては、現在、延岡の市議会で検討

中でございますけれども、北川町議会の議員につきましては、合併の前日をもって失職することとなっております。また、北川町であった区域に地域自治区を設置することになっておりまして、これは旧北方町及び旧北浦町と同じ取り扱いでございます。

今後の手続につきましては、自治法の規定に基づきまして、県議会の議決をいただきました後、知事が廃置分合の決定を行いまして総務大臣に届け出るということになっております。これを受けまして、総務大臣が合併の告示をいたしまして、この告示によりまして廃置分合の効力が発生するという事となっております。

次に、11ページをお願いいたします。議案の第9号、宮崎県都城市と鹿児島県曾於市との境界変更につきまして御説明をいたします。

このたび、宮崎県都城市と鹿児島県曾於市との境界におきまして、土地改良事業が実施されましたので、区画整理後の区画に合わせて都城市と曾於市との境界を変更するものでございます。境界変更に係る区域につきましては、都城市の簗原町と曾於市財部町との道路、水路を含む農地でございますけれども、事業の実施に当たりまして、都城市と曾於市との間で面積の増減が生じないように事業が計画されましたので、境界変更に伴います面積の増減はございません。また同様に、変更に伴います人口移動もございません。

境界変更の場所につきましては、13ページに記載をしております。15ページの図で御説明をしたいと思います。14ページの左の方が事業の施工前の地図、右の15ページが施工後の地図となっております。今回の境界変更によりまして、15ページの図の赤く塗られた区域がござい

ます。これが都城市から曾於市に編入をされます。同様に、図の緑色で塗られた区域、これが曾於市から都城に編入をされます。その結果、両市の境界は、S字でカーブございますが、この黒い線、これは旧来の境界でございましたが、これが赤の直線に新しい境界が変更されるということとなります。なお、先ほど申し上げましたように、それぞれの面積の合計は同じとなっております。

お手数でございますが、11ページにお戻りいただきたいと思っております。今回の境界変更につきまして、都城市、曾於市の議会の議決が必要でございますが、これは両市とも9月議会で議決がされております。また、鹿児島県議会の議決も必要でございますが、鹿児島県議会にはこれと同じ議案がこの12月議会に上程をされております。今後の手続につきましては、自治法の規定に基づきまして、県議会の議決をいただきました後に、総務大臣に境界変更の申請を行うことになっております。これを受けまして、総務大臣が境界変更を決定をいたしまして告示がなされるということになっておりまして、この告示によりまして境界変更の効力が発生するということとなっております。

次に、議案の第16号の補正予算について御説明を申し上げます。お手元に「平成18年度11月補正歳出予算説明資料（議案第16号）」という冊子がございます。青いインデックスが付してあるというふうに思いますが、3ページでございます。議案第16号補正の3ページをお願いしたいと思います。

市町村課の11月補正予算額は、6億5,274万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、今回の知事の辞職に伴います知事選挙を執行するために要する経費でございます

けれども、補正後の額は、3ページの右から3番目にありますように、32億8,512万8,000円となります。

内訳につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、先ほどの常任委員会資料の17ページをお願いいたします。知事選挙の関係補正予算でございます。

まず、執行期日等についてでございますけれども、選挙の告示日が平成19年1月4日、選挙の期日が平成19年1月21日となっております。

次に、予算額についてでございます。執行経費といたしまして6億3,403万円をお願いをいたしておりますけれども、主な内訳といたしまして、投票所や開票所の経費、ポスター掲示場の設置経費として市町村に交付いたします市町村交付金が5億1,036万4,000円、それから、候補者の選挙運動に要します、いわゆる公営負担金でありますとか、選挙公報の発行費、投票用紙の印刷経費等々に要します県の経費が1億2,366万6,000円となっております。また、テレビやラジオのスポット、新聞広告などの啓発事業に要します臨時啓発費といたしまして1,871万6,000円をお願いしております。

最後に、財源内訳でございますけれども、全額県費でございます。

市町村課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○加藤総合交通課長 御説明いたします。

委員会資料の19ページをお開きください。株式会社ブルーハイウェイライン西日本のカーフェリー宮崎港就航計画についてであります。

まず、1の計画の概要ですが、大阪に本社を置きます株式会社ブルーハイウェイライン西日本が、志布志港と大阪南港の間で運航しておりますカーフェリー「さんふらわあ」を、宮崎港

から大阪南港への航路に変更する計画を進めているものであります。航路変更の主な理由は、燃料費削減等による経営改善を図るためと聞いております。

このカーフェリーの現在の概要ですが、2のとおり、「さんふらわあさつま」と「さんふらわあきりしま」の2隻体制で、志布志港と大阪南港の間を毎日1往復、所要時間13時間40分で結んでおります。船の大きさは2隻とも同じで、総トン数約1万2,400トン、輸送能力は12メートル車換算でトラック135台などとなっております。現在、宮崎カーフェリーが運航しておりますカーフェリーと同程度であります。参考までに会社のパンフレットの抜粋、カラーコピー1枚ですが、別にお配りしております。

次に、資料3の県の対応状況ですが、この計画につきまして、会社からことし9月末ごろに宮崎港のフェリーバース使用について打診がなされまして、現在、土木部の港湾課が対応しております。現在、同社は、志布志など地元の自治体、関係企業などの関係先との調整を行っておりますが、地元においては官民による存続対策協議会が発足し、会社に対して存続の要望を行うなどの動きが出ております。また、本県で同じ大阪航路を運航しております宮崎カーフェリーとの話し合いも行われているという状況にありますことから、県といたしましては、その動向を見守っているところでございます。

なお、参考として、本県の海上航路の状況と宮崎カーフェリー大阪航路の概要を記載しております。

説明は以上でございます。

○橋口市町村合併支援室長 私からは、委員会資料の21ページ、合併新法のもとでの市町村合併の動きについて御説明をいたします。

9月の常任委員会で御報告いたしました高原町における住民発議につきまして、その後の動きを御報告するものでございます。

下の方にこれまでの経緯として記載しておりますように、7月31日に署名簿が提出されまして、8月1日からの署名の審査等経まして、8月17日に本請求がなされたところでございます。

合併協議会を設置しますためには、両市町の議会の議決が必要となりますことから、8月23日に高原町長から小林市長に対しまして、合併協議会を設置するための議案を小林市議会に付議するのかどうか、この意向照会が行われたところでございます。この意向照会を受けまして、去る11月7日に、小林市長が高原町長に対しまして「市議会に付議しない」との回答がなされたところでございます。この小林市長からの回答をもちまして今回の住民発議の手続というのは終了することとなったところでございます。

なお、資料にはございませんけれども、小林市長が付議しないと回答された理由につきましては、事前の接触、やりとりの中で、高原町側から、現段階では町民に対する説明、情報提供が不十分であるので、今年度中に町民に対するそういった情報提供等に努め、態勢を整えたいと。その上で、19年度中のなるべく早い時期に合併協議会の設置に向けた協議を始めさせていただきたい、こういった意向が小林市長に伝えられまして、小林市長は、そのことを踏まえると、機が熟すのを待つことが必要と判断されたものと伺っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中野委員長 追加の説明等ありませんか。ないですね。では、執行部の説明が終了しました。

まずは、議案についての質疑はありませんか。

○太田委員 議案第6号関係についてお聞きし

たいと思います。生活・文化課の方ですが、権限を移譲するという事で、市町村課の方もそうですけれども、移譲された市町村での処理がスムーズに行くという意味では、こういう形が望ましいんじゃないかなと思います。市町村課の方では交付金を出すということで説明がありましたが、生活・文化課の方では交付金はどういうようなことになっていますか。

○日高生活・文化課長 交付金につきましても、市町村課と同様に一定の額が決まっております、内容によりまして、安いものでは2,700円、高いものでは4万2,000円ほどの業務がありますが、ただ、既に認証しております分につきましては、そっくりその書類を写すだけになりますので、来年4月以降そういう事務が生じたものについて県から交付金を出すということで。ただ、この交付金につきましては、行政経営課の方で年間まとめまして、全部プールをしまして各市町村に配付をすると、そういう仕組みになっております。以上でございます。

○太田委員 市町村では、今まで県がやっていた仕事を身近にやった方がいいんだということでこれを取り入れるところが多いとは思いますが、一番心配するのは、交付金が本当にきちっとおりてくるんだろうとか、仕事ばかりが来た形になるんじゃないかと、そういう不信感があったりすることが、こういうのがスムーズに身近な市町村でやるということにブレーキがかかることにもなるわけですね。交付金の算定、今説明がありましたので、わかったかなと思うんですが、十全なる交付金といいますか、よざんにやる必要はありませんけれども、そういった住民との接触の中で当然これは必要だなと思われるものが市町村にきちっと交付されるような算定の何らかの基準といいますか、算定方式

とか、そういうものがあってほしいと思っておりますが、今ちょっと説明がありましたが、算定方式をもう一回説明してください。

○日高生活・文化課長 基本としましては、例えば認証事務がございますけれども、それに係る人件費相当、それから旅費等需用費用、業務の性質に応じましてそれがどのくらい仕事量がかかるかということで分析をしております、全部合算いたしまして、各事務ごとに単価を決めているといいたいでしょうか、値段を決めているという状況でございます。

○太田委員 わかりました。一応そういったところがスムーズに行くように、反映されるように希望しておきたいと思います。今のところ、例えばNPO法人であれば、宮崎市と都城市でありますけれども、ほかのところも何らかの難色があったんだろうなと思う気持ちもするものですから、もしあれば。

○日高生活・文化課長 実は、あと、延岡市と日向市が一応要望ございましたけれども、まだちょっと準備が整っていないということで、来年度以降、中盤以降になるかもしれませんが、そういうことで移譲する形になるかと思えます。ただ、さっきおっしゃいましたように、お金の問題もあるんですけれども、どちらかという現実的に今まで市町村全くやっておきませんので、職員の研修とか事務処理体制の整備をこちらとしては応援していく必要がありまして、既に宮崎、都城市の職員の方が一緒にNPOからの相談を受けたり、そういう事務を一緒にやりながら実務的にもうまく移行できるようにやっているところでございます。以上です。

○太田委員 わかりました。

では、市町村課の方に、都城市と曾於市との境界変更についてであります、私も初めてこ

ういふのを見させてもらいましたので、お聞きしますが、こういった場合の慣例として、何らかの土地改良事業が入ることによって境界の変更は必ず生じると思うんですが、そのときに面積についてはお互いに同じようにするというのが慣例としてあるのか。これは見事に一致しておるものですから、ここをもらったら、こっちはうちがあげるよというような感じでのそういう何か慣例があるんでしょうか。

○江上市町村課長 慣例といいますか、事業を行います場合には、まず、境界をどこにするかということを決めるそうでございます。例えば今回の場合には、道路を境界にしようということをもまず先に決めたということで、15ページの図にありますように、まず道路の図面を引いて、そこに道路が来ると左右同じ面積になると。まず道路の位置を決めて、それから区割りをやるというふうにやったというふうに聞いております。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 NPOの認証のことについてちょっとお尋ねしたいんですけど、決算のときにも、NPO法人が隠れみものになっているいろんなものが、事件が起こるといふこととかも考えられるわけですね。決して私も市町村がだめだと申し上げているわけではないんですけども、やっぱりNPOの認証というのは非常に難しいところもあると思うんですね。確かに事務事業を市町村に移譲するというのは大事なことだといふふうに私も思うんですが、だからといって何でもかんでもオーケーかと言われると、非常に問題点もありはしないかと思うんですね。特にこのNPOの認証の関係は、認証した以降にどういふふうな状況でNPO法人が動いていくかということも非常に問題視されるべきだと思

うんですね。決算の折にも川添委員の方からも御質問がありまして、その後どうしているのかと。県はちゃんと中に入って監督とかしているのかみたいなお話もあったと思うんですけど、それはなかなかされていないという状態にあると思うんですね。

先ほど交付金の問題が出ましたが、4月以降の新たな認証については交付金の制度があるんですけども、問題はノウハウだと思うんですね。認証していくまでのノウハウがきちんといけないし、それと、地方でNPOがある意味では雇用の受け皿にもなり得るといふこともあって、前から私も議会等では、これの発展といいますか、そういうことについては質問とかもさせていただいたんですけども、安易な認証と安易な法人の立ち上げというのは非常に問題点があると思うんですね。問題はそのノウハウの伝承だと思うんですけど、そのあたりの県と市町村との関係ですよ、それについてはどんなふうにされるのか、そこをお尋ねします。

○日高生活・文化課長 県の方でNPOの支援センターを別途つくってございまして、もともと設立をしたいという方についてはそこで相談を受けておりますし、それから、県の方でも個別に相談を受けております。まず、設立認証の手続に入ります前にそういう具体的な相談をかなり受けます。基本的には、そういう要件等含めまして十分お話を伺いながら整理をさせていただくというやり方をとっておりますので、NPO支援センターにつきましては県が設置しておりますけれども、当然、都城市、宮崎市の関係についても事前にきちんと相談をしてください。場合によっては県の方も当然そういうのを今は一緒にやるような形ですね。最初から全部そっちでやってくださいという話じゃありませ

んで、NPO法人の事務そのものがまだ全然成熟をしておりませんので、県としては十分かわかっていて、県全体としてレベルアップにつながるような体制に持っていきたいというふうに考えております。以上です。

○井上委員 そういうお考えがあるなら、ぜひそのことを含めて市町村とは十分な連携をとっていただきたいというふうに思います。問題は情報の得方なんですよね。市町村が情報をどうやって得ていくかという問題とかあると思うんですね。全国の動き、海外での動き含めて、NPOというのがどういうふうな形でどんなふうになった場合がベターなのかという点では、高いものから低いものとかいろいろあると思うんですけれども、私どもが知っている限りでは、細かくつき合ってみますと、市町村にはなかなかそういう情報が入っていないという感覚がするわけですね。だから、NPOの支援センターの方で持っている情報も含めて、情報の共有化というのが十分できるかというのはあると思うんですね。それと、県が認証したというのと市町村が認証したというのと、受ける印象とか県民に与える印象というのも非常に違うものはあるんですね、実際。そのあたりのことについて今後どのように取り組まれていくのかということについては注目しないといけないんですけど、一応今のお考えを聞かせてください。

○日高生活・文化課長 特に今年度から、NPOに関しましては、各地域に出向きまして出前講座等をやっております。例えばNPO設立を考えていらっしゃる方とか、あるいは市町村職員も含めまして、あらゆる研修の場、かなり数をふやして各地区でやっております。そういうのをベースにしながら、あるいは中央省庁で頑張っている方が結構いらっしゃいます。

ですので、そういう方の研修会等をかなりやっております。その辺からどどん力をつけていくしかないかなと思っています。今後ともその辺の強化を図っていききたいと思っております。以上です。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 今のに関連して。NPO法人の関係で、今回、知事の権限に属する事務の一部についてということでもありますので、一部を見たときに、不正な事例があった場合に、改善命令ということで最後のところで述べられていますが、この特定非営利活動促進法の中では、改善命令から一步進んで取り消しとかいうところも述べられてはいますかね。

○日高生活・文化課長 取り消しもございます。例えば、3年間事業報告書を出さなかった場合とか、そういう法律での規定はございます。

○太田委員 ということは、取り消しとかいうそういう権限は、まだ知事が持っておることです。いいですね。

○日高生活・文化課長 それは今現在持っております。ただ、移譲によりましてこの権限も基本的には全部移してしまいます。基本的にはほとんどの業務は移してしまうと御理解いただければと思います。

○太田委員 この改正理由の中に、事務の一部についてというふうに書いてありますよね。だから、今回は一部ということで、将来は全部移すという意味なんですか。

○日高生活・文化課長 ここで一部というのはほとんどを指す一部なんですけど、認定NPO法人といたしまして、いわゆる国税庁が認定した寄附を受けてやれる特別な法人があるんですけれども、そういった業務に関しては県の方に一部ありますけれども、そのほかに関するNPO

に関しては、基本的には大枠を全部移譲するという考え方になっております。以上でございます。

○**太田委員** ということであれば、例えば、取り消しという非常に重い決定をすることも市町村がやるということであるわけですね。そうすると、かなりな職員の資質のアップといいいますか、その辺のやりとりの難しさがあつたりとか、きちっとやっていかにやいかんということが出てきますね。

○**日高生活・文化課長** 御指摘のとおりです。ただ、県の方でも今まで取り消しをやった事例はございませんので、この辺のところは一緒に勉強するといいましょうか、一緒に積み上げていくしかないなというふうに思っております。全国的には何件かそういう取り消し等の基準を設けてやっているところもありますので、そういうところを勉強しながら、こういった事例については、当然、市町村独自にやるんじゃなくて一緒に勉強させていただいて、さっき言いましたように、県全体としてこういう事務能力のアップにつなげていきたいと思っております。以上です。

○**中野委員長** 議案ではありませんか。

○**井本委員** ちょっと知識として聞かせてもらいたいんですけど、市町村の境界線の場合は、たまたまこの場合は鹿児島県とのあれだから県議会の承認が要るよというのか、県内の市町村の境界線のときにも要るのか、その辺ちょっと。

○**江上市町村課長** 県内の市町村の境界変更の場合には、市町村の議会の議決を経て県に上がってまいります。県議会の議決を経て知事が決定いたします。今回の場合には県境をまたぎますので、大臣まで上がるということになります。

○**中野委員長** ほかにありませんか。議案はな

いですね。

では、その他の報告事項ではありませんか。

○**井上委員** それでは、総合交通課のブルーハイウェイライン西日本のカーフェリーのことについて何点かお聞かせいただきたいと思います。宮崎県にとりましては、これは朗報なんですけれども、志布志から撤退をする意味合いというのはどんなふうに説明をされているんでしょうか。

○**加藤総合交通課長** 先ほど説明でも申し上げましたけれども、このブルーハイウェイライン西日本が航路変更する主な理由としましては、燃料費削減による経費改善を図るためというふうにお聞きしております。

○**井上委員** 宮崎港を使うということについて、宮崎にとってみればすごくうれしいことなんですけれども、そのことによって、宮崎県に対して何か御要望みたいなものというのは来ているものなんでしょうか。

○**加藤総合交通課長** この話が9月末に宮崎県にありまして、その後、地元でも先ほど言いましたようにいろんな存続運動が行われております。その一環としまして、11月になりまして、鹿児島県の方と志布志市長さん、それから別の日には志布志市の議会の議長さん、志布志商工会の会長さんが本県にお見えになりまして、地元の状況の説明には参られまして、そういった地元の状況の理解を求められました。具体的に県に対しての御要請はありませんでした。以上です。

○**井上委員** 会社からの要請は何もないと。例えば、県に対してこうしてくださいよみたいなことはないというふうに理解してよろしいんですね。

○**加藤総合交通課長** それはブルーハイウェイ

ライン西日本からのということでございましょうか。

○井上委員 そういう意味です。

○加藤総合交通課長 県に対しては、宮崎港の使用についての要請が来ているということでございます。打診が来ているということでございます。

○井上委員 打診だけということですね。例えば、補助金が欲しいんですけどとか、こんなふうに改善してほしいんですけどとか、そういう要望は一切ないというふうに理解していいんですね。

○加藤総合交通課長 運航に当たっての補助金等の要請はございません。ただ、港の使用につきましても、港湾管理者として整備すべきものがあるかどうか、あるいは利用者が負担すべきものであるかどうか、これは港湾課との間で協議がなされております。

○井上委員 宮崎カーフェリーとバッテリーグするところもあるわけですけど、大体何時で何時になるわけですか。時間帯。

○加藤総合交通課長 両者が話し合いをすることでございまして、まさにその入港出港の時間、あるいは自家用車、トラックの駐車場の問題、こういったものがまずやっぱり話し合いの初めであろうと、そういった話し合いが今後進められるんだらうというふうに思っております。

○井上委員 大体これの今後の見込みというのとはどんな感触ですか。

○加藤総合交通課長 志布志、地元における調整、宮崎での既存のフェリーとの調整、こういったものがございまして、今のところ具体的にいつそういったものが調整がまとまるかということについてはまだわかっておりません。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 当然こんなことはやっていると思うけど、2つになることによって逆に取っ合ってしまったら2つともうまくいかなくなるとか、そんなことはないんでしょうね。

○加藤総合交通課長 まず、1点は、お互いできたら協調したいということでございます。ただ、これは企業同士ですから、何らかの競争というのは発生すると思います。ただ、宮崎港の場合、京浜航路、貝塚航路が休止になっておりまして、他県の航路に行ったとか、陸送にシフトしたという荷物もあります。それから、志布志から宮崎に寄港するんじゃなくて、志布志から港そのものを宮崎に変えるわけですから、志布志からの荷物も一定程度は宮崎の方に来るものと思っております。そういった観点から、一定の荷はありますし、また、2便体制になることによって利用者が便利になって新たな需要の拡大もあるのではないかとというふうに期待はしております。

○井上委員 結局この会社は、鹿児島からは完全撤退というふうに理解していいんですか。宮崎支店をつくっていただいて宮崎が中心になるようなそういう会社になるというふうに理解していいんですか。

○加藤総合交通課長 会社の支店の問題はちょっとわかりませんが、今ある志布志から大阪南港への航路そのものはそっくり宮崎港の方に移転すると、航路は移転するということでございます。

○宮原副委員長 ブルーハイウェイライン西日本、志布志港を使って大阪ということになりますが、このブルーハイウェイライン以外にもフェリーは走っているんですか。

○加藤総合交通課長 志布志港は、国内のフェ

リーはこの航路だけです。

○中野委員長 ほかにありませんか。その他ありませんか。

関連ですが、宮崎カーフェリーが、ブルーハイウェイライン西日本が来ることで何か県への要望というのはないですか。宮崎カーフェリーからの要望はないですか。

○加藤総合交通課長 新しいフェリーが来るということで、当然そこに競争が発生するのではないだろうかというそういった危惧については御説明に参られました。

○中野委員長 どちらかという、規模的にはブルーハイウェイラインの方がずっと大きいですよ。ですから、さっきは協調という話でしたが、共倒れはしなくても、宮崎カーフェリーの方が経営力が落ちてきて、やがて淘汰されるんじゃないかなという危惧を持っているんですが、そういう懸念はないですか。

○加藤総合交通課長 そういう競争に伴ってどうなるかということについては、今の段階で我々としては何とも言いようがないということでございます。

○中野委員長 宮崎カーフェリーはそういうことを心配されているやに聞いておるわけですから、発言したわけですが、そうなった場合に、大きい方が残ることになりますから、そっちの方を選択した方がいいというふうにお思いですかね。

○加藤総合交通課長 それは会社の経営としてどういった経営をされるか、あるいはどういった努力をされるかということにもよりますし、我々としては、2便体制になって利用者の利便性が増すこと、あるいは宮崎港がますます発展することを大いに期待しております。

○中野委員長 できたらブルーハイウェイが宮

崎港に来て、既に宮崎カーフェリーは大阪に就航しているわけだから、ブルーハイウェイを京浜ですね、東京方面に就航させるというようなことはできんわけですかね。

○加藤総合交通課長 京浜航路ですけれども、京浜航路について、廃止になった後、私たちがいろんな船会社を回りましたし、荷主さんからいろいろ状況を聞きました。その段階で、あるいはその後いろいろ県としての調査もいたしましたけれども、かつての京浜航路のような形態ではなかなか採算が難しいということでございまして、当然、我々、京浜航路を再開してほしいというのはあちこち働きかけておりますけれども、今こういった情勢で、船会社さんも京浜航路に踏み込むことは難しい状況でございます。

○中野委員長 その点はわかりました。

次に、議案第6号で、新たに生じた土地の確認に関する事務を市町村に移譲ということで、延岡、南郷、都城が対象になっているわけですが、さっきは埋立地がという話でしたが、都城が新たに生じた土地の確認、新たに生じる可能性というのは何があるんですか。

○江上市町村課長 通常は海面が多いんですが、都城の場合は御池もございまして、それ以外の湖沼等々もあるかもしれません。ですから、可能性としては低いんですけども、理屈としてはあり得るということでございます。

○中野委員長 藩政時代、都城支藩は一時内之浦を領したという古文書を見たことがあります。まさか海面に向かって土地は所有していないだろうと思って、必要性があるのかなと思って質問しました。以上です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、請願の審査に移りま

す。

請願第11号及び第28号について執行部からの説明はありますか。

○岡村文化・文教企画監 請願第11号につきましては特にございません。

○岡崎国際政策課長 請願第28号については特にございません。

○中野委員長 質疑はありませんか。

○井上委員 大きく永住というと、どのくらいを永住と言うんでしょうか。

○岡崎国際政策課長 在留資格が29ぐらいあるんですけれども、永住というのは、法務大臣が永住を認める者ということになっておりまして、特に年限等については聞いておりません。それから、ちなみに特別永住者というのは、いわゆる日本国との平和条約、サンフランシスコ条約に基づいて、国籍を離脱した者並びにその子孫ということになっております。

○中野委員長 請願でありませんか。

○井本委員 在日韓国人というのは、望めば帰化することができるような状態にあると私なんか考えているんですが、そういう理解でいいですか。

○岡崎国際政策課長 帰化については、当然これは別途の関係になりますので、日本国籍を取得するという事は、これは可能でございます。

○井本委員 あと、在日韓国人といえども、基本的人権としての政治活動の自由というか、そういうものはあるわけですね。

○江上市町村課長 その辺よく承知しておりませんが、国内に住民登録をされている外国人の方は住民として認めることになりますので、政治活動は基本的には認められるのではないかというふうに思っております。

○井本委員 政治活動の自由、そしてまた、そ

の中の参政権に踏み込んだときに、果たしてそこまで外国人に認められるかどうかということになると思うんですね。外国人であるということと自国民であるということの境目は一体どこにあるのかということが、こういうときに一番大きな問題になるんじゃないかと私なんか考えるんですけれども、果たして外国人に参政権というものが与えられてしかるべきかどうかという、それはこっちが考えにやいかんことなんでしょう、その辺が大きな問題になるんじゃないのかなと。私なんか、国民としての固有の権利としてやはり参政権というものは本来あるものであって、参政権を外国人に与えたら、自国民と外国人との差は一体どの辺になるのかということが大きな問題じゃないのかなと考えているんですが、その辺はどうですか。

○村社地域生活部長 今、国会でも審議中のものがございますので、この問題は、今言われたように国の制度の根幹にかかわる問題です。したがって、賛成論から反対論まであるわけでございますので、私どもとしては国会で議論を進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

○川添委員 ついでですが、全国的に、県単位ですね、市町村はいいです、県単位ではこの問題の処理は、県議会の採決状況はどうなっているんですかね。

○岡崎国際政策課長 これは民団の方の調査でございますけれども、全国の中で議会の方で意見を採択されていない県は11県あるというふうに聞いております。

○川添委員 韓国に限ってですが、日本の人が韓国に永住していると。逆な立場ですね。その場合、韓国の政府、これは今、部長がおっしゃるように政府の問題ですが、韓国の政府はどう

しているんですかね。

○**岡崎国際政策課長** 韓国では平成17年6月に公職選挙法の改正がありまして、永住資格を取得して3年を経過した19歳以上の外国人に対して、大統領選挙と国会議員選挙を除く地方自治体の議員の選挙、首長選挙での投票権が付与されております。ちなみに、平成18年5月31日に実施されました地方選挙で、それを使いましてといたしますか、初めて投票が実施されたというふうに聞いております。

○**井本委員** 在日韓国人が対象でしょうが、大人数としてどのくらいおるもんですか。

○**岡崎国際政策課長** 本県の特別永住者のうち、朝鮮、韓国籍の者が平成17年で597名でございます。

○**井本委員** それは宮崎県だけですね。韓国で投票した宮崎県人というのはどのくらいおるの。

○**岡崎国際政策課長** それについては承知しておりませんが、韓国で投票したときの対象者としては日本人51人というふうに聞いております。

○**井本委員** これは私の考えだけど、バスターでやるならやっぱりそれ相応のあれがなきゃならんものを、こっちの方がはるかに譲らにやいかん話なわけですよ、これは。私は、やっぱりこの参政権というものは日本人固有の権利であって、例えば、今度県会議員に韓国籍の人が出てきて、そして韓国の人たちがわっしやわっしやと、例えば、こっちに全部籍を何千人も移してやることだってこれは不可能じゃないわけですよ。そして、日本とは違う国益がぶつかる場面で政治を地方議会に持ち込む、こういうことだってやる気になればできるわけですよ。私は、参政権というものは日本人固有の権利であって譲るべきではない。これは国の方でやら

にやいかんことで、これはどうでもいいですが、そう思っております。以上であります。

○**中野委員長** この件はいいですか。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野委員長** それでは、以上をもって地域生活部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時2分再開

○**中野委員長** それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**河野福祉保健部長** それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案及び報告事項につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、お手元の「平成18年11月定例県議会提出議案」をごらんください。表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきますと、福祉保健部関係の議案は、一番上の議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」、それから、5つ下の議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の2議案でございます。

まず、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。「平成18年度11月補正歳出予算説明資料」、横長のものがございますが、福祉保健部の赤いインデックスのところ、ページでいきますと7ページをお開きください。補正額欄の上から2番目のところでございますが、福祉保健部では、今回、一

般会計で4億1,106万8,000円の増額補正をお願いしております。補正の主な内容は、台風第13号災害に伴う被災者の応急的救助や、負傷者あるいは住宅・家財に損害を受けた被災者への貸し付けなどの災害救助事業に要する経費、児童福祉施設に係る災害復旧事業に要する経費の増などであります。

再び議案書に戻っていただきまして、議案書の議案第6号の赤いインデックスのところ、ページでいいますと17ページをお開きください。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例は、地方自治法の規定を根拠に、市町村に移譲する事務を規定しているところではありますが、本改正条例は、新たに市町村に移譲する事務の追加等を行うための条例の改正であります。市町村への権限移譲は、県の権限移譲推進方針に基づき、今年度から平成21年度までを推進期間として進められているところで、それぞれの移譲対象事務について市町村の意向等を踏まえて決定しているところでもあります。今回、福祉保健部関係は、31ページの別表8-2の民生委員法関連の事務から、32ページの別表18-3の母子保健法関連の事務までとなっており、それぞれ表の下段の枠内に表記しております市町村に対して新たに事務の移譲を行うものであります。

続きまして、お手元の「平成18年11月定例県議会提出報告書」をごらんください。表紙をめくっていただきますと、1ページに報告案件がございますが、福祉保健部関係は、上から3件目の県立児童福祉施設の管理運営瑕疵による事故、その1つ下の県有車両による交通事故、それから4ページをお開きいただきまして、表の

一番下の県有車両による交通事故に伴う損害賠償の案件であります。

以上、今回提案をいたしております議案等の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、若干お時間をいただきまして、2件ほど報告をさせていただきたいと存じます。

生活福祉常任委員会資料の11ページをお開きください。初めに、療養病床の再編成についてであります。ことし6月、健康保険法等が改正され、現役世代と高齢世代の負担の公平化や、増大する医療費の伸びの抑制等目的に、医療制度改革が進められております。この改革におきましては、医療費適正化の方策の一つとして、平均在院日数の短縮の目標が掲げられ、国の方針として、高齢者等が長期療養を行う療養病床約38万床を平成23年度末までに約15万床に縮減するという、療養病床の再編成が打ち出されております。県といたしましては、こうした国の方針を受け、来年秋までに、療養病床の再編成に伴う入院患者の受け皿づくりのため、地域ケア整備構想を策定することとし、現在、所要の作業を進めているところであります。詳細につきましては、後ほど担当課長が説明をいたします。

次に、13ページをお開きください。みんなで子育て応援運動についてであります。この運動は、昨年3月に策定した次世代育成支援宮崎県行動計画を効果的に推進するため、広く民間団体等の委員から構成する宮崎県次世代育成支援対策推進協議会と連携しつつ、企業や事業所、同業組合、商店街、団体等の協力を得ながら、行政だけでなく、社会全体で子育て家庭を支援

する機運づくりの一つとして取り組んでいるものであります。詳細につきましては、後ほど少子化対策監が説明いたします。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○内戸保福祉保健課長 福祉保健課関係分につきまして御説明申し上げます。

福祉保健課関係といたしましては、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」、それから、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び県議会提出報告書「損害賠償額を定めたことについて」の3件でございます。

まず、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」であります。お手元の冊子「平成18年度11月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで福祉保健課のところ、ページでいいますと9ページをお開きください。左の方の補正額欄のところでございますけれども、一般会計で4億263万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄になりますけれども、119億7,202万8,000円となります。

補正の内容につきまして御説明いたします。

11ページをお開きください。まず、(事項)社会福祉事業指導費の社会福祉施設対策事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金の6,388万3,000円の増額補正でございます。民間社会福祉施設職員の退職手当金につきましては、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、国、都道府県及び事業主が独立行政法人福祉医療機構にそれぞれ3分の1の費用を拠出し、そこから支払われる仕組みになっております。今回の補正は、県の拠出額の算定基礎となっております対象職員数及び基準単価が確定をいた

しましたことからお願いをするものでございまして、本年度は全国的に退職者数の大幅な増加が見込まれることから、増額補正となっております。

次に、その下の(事項)災害救助事業費3億3,875万2,000円の増額補正であります。本年7月の豪雨災害及び9月の台風第13号災害によりまして、えびの市と延岡市に災害救助法を適用したところであります。この適用に伴う補正でございます。

説明欄の方をごらんください。まず、1、災害救助法に伴う救助費2億4,725万2,000円あります。これは住宅の応急修理に要する経費や、障害物の除去、避難所での炊き出しなど応急救助に要する経費でございます。

次の2、災害援護資金貸付金の8,400万円ありますけれども、これは、災害により負傷または住居等に一定以上の被害を受けた方に市町村が災害援護資金を貸し付ける際に、その貸付原資を国と県で負担をするものであります。

最後の3、災害弔慰金750万円あります。これは、市町村が災害により死亡した遺族に対し、災害弔慰金を支給する際に、その4分の3を国、県が負担をするものであります。竜巻被害により延岡市で不幸にも3名の方が亡くなられましたが、その遺族に対して支給をされるものであります。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてあります。説明につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。1ページの1の改正の理由及び2の改正の概要にありますように、民生委員法に基づく民生委

員協議会を組織する区域の設定に関する事務につきまして、その取り扱いを希望する都城市に権限を移譲するため条例を改正するものであります。これにより、民生委員活動を地域の実情に応じたより効果的なものにする事ができるものと考えております。施行期日につきましては、3にありますように、平成19年4月1日を予定しております。

次に、県議会提出報告書についてでございます。「平成18年11月定例県議会提出報告書」の3ページをお開きください。「損害賠償額を定めたこと」についてでございます。3ページの上から4段目の県有車両による交通事故に係るものでございます。事案の発生日は平成18年7月28日で、事案発生場所は児湯郡都農町大字川北の町道荒崎線上でありまして、高鍋保健所の廃棄物監視員が、道路を間違えたので、公用車をUターンをする際に、後方に相手方の車両があるのに気づかないままバックをいたしまして追突をしたものでございます。相手方でございますが、児湯郡都農町大字川北3641番地の1、長友弘で、損害賠償額は物損の7万5,915円でございます。専決年月日は平成18年10月25日となっております。

福祉保健課は以上でございます。

○畝原高齢者対策課長 高齢者対策課からは、その他の報告事項としまして、療養病床の再編成について御説明いたします。

生活福祉常任委員会資料の11ページをお願いいたします。まず、療養病床といえますのは、主として長期にわたり療養を必要する患者を入院させるための病床で、医療保険が適用される医療療養病床と介護保険が適用される介護療養病床の2つがあります。医療療養病床は、表にありますように全国に25万床、本県には約2,900

床、介護療養床は全国に13万床、本県には約2,100床となっております。国は、医療費の伸びを中長期的に抑制し、経済・財政と均衡のとれたものにするために、平均在院日数の短縮を医療費適正化の大きな柱の一つにしております。このため、療養病床につきましては、平成23年度末までに、医療の必要度が高い患者を受け入れる医療療養病床の15万床のみに再編するとともに、医療の必要度が低い介護療養病床は廃止し、介護保険適用の老人保健施設等に転換することとしております。

このような国の方針によりますと、本県では、平成23年度末までに約2,900床ある医療療養病床を縮減するとともに、現在2,100床ある介護療養病床を廃止することになり、現在、療養病床に入院されている方々の退院後の受け皿の確保が大変重要になってきております。このため、現在、療養病床を有します県内すべての医療機関を対象に、市町村による個別のヒアリング結果等をもとにしまして、療養病床の実態把握に努めているところであります。また、国におきましては、来年3月に療養病床の転換に係る地域ケア整備指針を策定することとしております。これを受けまして、各県とも来年の秋ごろまでに、受け皿を計画的に整備していくための構想である地域ケア整備構想を策定することになっております。この整備構想は、一番下にありますが、次期計画である第四期介護保険事業計画あるいは第5次保健医療計画に反映していくこととなります。なお、受け皿としましては、老人保健施設などの介護施設での受け入れや、在宅での療養が想定されていますが、施設の増加は介護保険財政への影響が大きく、ひいては介護保険料の引き上げにもつながることから、慎重に対応してまいりたいと考えております。現

在、幾つかの医療機関から相談を受けているところですが、療養病床の再編成は平成23年度末までに行うこととされており、当面は、入院患者の処遇に十分配慮して、患者や家族が混乱や不安を抱くことのないように丁寧な対応をするように医療機関等にお願いしているところがございます。いずれにしましても、地域の実情や地元市町村の意向を十分踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

高齢者対策課の説明は以上であります。

○松田児童家庭課長 続きまして、児童家庭課分を御説明申し上げます。

児童家庭課分といたしましては、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」及び報告事項「損害賠償額を定めたこと」についての2件であります。

それでは、お手元の冊子「平成18年度11月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、児童家庭課のところ、13ページをお開きください。児童家庭課といたしましては、左から2番目の補正額であります。一般会計で533万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、右から3つ目の欄になりますが、一般会計が99億9,683万5,000円となり、特別会計を含めました補正後の予算額は、その上の欄になりますが、104億7,916万8,000円です。

ページをめくっていただきまして、15ページをお開きください。(事項)児童福祉施設整備補助事業費の児童福祉施設災害復旧費533万3,000円の増額補正であります。これは7月の集中豪雨及び台風13号に伴う竜巻により被害を受けた児童福祉施設の災害復旧費であり、対象施設は保育所2カ所で、内容は、床上浸水及び窓ガラス破損などによる園舎の補修となっております。

す。なお、予算額につきましては、きのう、きょうと国による災害査定を現在受けておりまして、見込み額を計上をいたしたところでございます。

次に、議会提出報告についてであります。別冊の「平成18年11月定例議会提出報告書」の4ページをお開きいただきたいと思います。県有車両による交通事故に係る損害賠償額を定めたことについてであります。4ページの表の一番下の欄でございますが、事案発生日は平成18年2月17日、発生場所は宮崎市宮田町6番9号地先、市道恵比須通線上であります。児童家庭課職員の運転する公用車が、赤信号で停車をしておりました相手方の車両に追突したものでございます。相手方でございますが、宮崎市大字島之内2251番地の3、児玉則明で、損害賠償額は130万5,347円でございます。専決年月日は平成18年11月8日となっております。

児童家庭課は以上でございます。

○鶴田障害福祉課長 障害福祉課分について御説明いたします。

障害福祉課は、議案が1件、それから報告事項が1件の、計2件でございます。

まず、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。説明は常任委員会資料で行いたいと存じます。常任委員会資料の3ページをお開き願いたいと思います。

そこにございますように、1の改正理由にありますが、障害者自立支援法、これに基づくサービス事業者等の指定事務、こういうものを宮崎市に移譲するための条例改正でございます。

2の改正概要にございますように、具体的には、サービス事業者の指定事務あるいは指定変更事務、さらには(3)にございますように事業者に対する立入調査事務、こういうものを宮

崎市に移譲するものでございまして、3にございますように、施行期日は平成19年4月1日を予定しております。

次に、5ページをお願いしたいと思います。これにつきましても特例関係の内容でございますけれども、宮崎県心身障害者扶養共済制度に関する事務についてでございます。1の改正理由のとおり、扶養共済制度の規定に基づく加入申し込みなどの事務を、宮崎市、都城市、延岡市、この3市に移譲するものでございます。御案内のとおり、この扶養共済制度につきましては、障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者に万一のことがあった場合に、障がい者に年金を支給する制度でございます。保護者などへの周知徹底、さらには利便性を図る観点から、先ほどの3市に事務を移譲するものでございます。施行期日は、先ほどと同じく、平成19年4月1日を予定しております。

続きまして、報告事項にまいりたいと思います。お手元の「平成18年11月定例県議会提出報告書」、こちらの方をごらん願いたいと思います。先ほどの児童家庭課の前のページになりますけれども、3ページをお願いしたいと思います。同じく「損害賠償額を定めたことについて」でございます。上から3段目をごらんください。そこがございますように、県立こども療育センターの事故に伴う専決処分についてでございます。この事故は、児童が入浴の際に車いすから移動中転びまして右腕を骨折したものであり、損害賠償額はそこがございますように17万3,460円で、去る10月25日に専決したものでございます。なお、本件につきましては、相手方と和解いたしております。

障害福祉課分については以上でございます。

○川畑衛生管理課長 衛生管理課分を説明いた

します。

衛生管理課関係分といたしましては、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」、それから、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

まず、議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」でございます。お手元の「平成18年度11月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、衛生管理課のところ、ページでいいますと17ページをお開きください。衛生管理課といたしましては、左から3つ目の欄がありますが、補正額欄にありますように、310万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄であります、15億8,508万4,000円となっております。

19ページをお開きください。上から5段目になります、(事項)食品衛生監視費310万円の増額補正となっております。これは説明の欄の1の残留農薬抗生物質等検査でございますが、国からの委託事業、平成18年度食品残留農薬一日摂取量実態調査事業を執行するための増額補正であります。なお、財源は国庫補助の10分の10となっております。

次に、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。お手元の常任委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1の改正の理由でございますが、貯水槽水道の維持管理指導をより円滑に推進し、衛生的で安全な飲料水を確保するため、水道法に関する指導監督等の権限を市町村に移譲するものであります。若干補足説明いたしますが、貯水槽水道とは、水道事業者から供給を受けた水道水が一たんタンクにためられまして使用され

るものでありますが、水質の管理に関する責任が水道事業者から使用者側に移ることになります。このため、貯水槽内の水質を維持するには改めて適正な管理が必要となり、この指導権限が、10トンを超える貯水槽は県に、10トン以下は市町村にと分かれております。なお、貯水槽を必要とするビル等の建築における水道のつながり込みにつきましては、水道事業者である市町村が管理しておりますので、県の権限を移譲することですべての貯水槽水道に関する指導をより円滑に推進できるものと考えております。

次に、2の改正の概要でございますが、今回の改正により移譲する権限は、水道法に基づく簡易専用水道に係る指導監督等の事務であります。①の必要な措置の指示、②の給水停止命令、③報告の徴収及び立入検査に関する3点であります。

3の施行期日は、平成19年4月1日としております。

なお、下の別表にありますとおり、平成18年度は、都城市、延岡市、野尻町の御了解をいただいたところではありますが、今後とも他の市町村の御理解をいただき、移譲を進めてまいりたいと考えております。

衛生管理課分は以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課関係の御説明をいたします。

健康増進課は、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の1件でございます。

説明につきましては、常任委員会資料に基づいて説明させていただきます。常任委員会資料の9ページをお開きください。改正の概要でございますけれども、母子保健法第18条に規定されております体重が2,500グラム未満の乳児の届

け出の受理を、都城市を初め12市町村に移譲するものであります。施行期日は平成19年4月1日を予定しております。

健康増進課は以上でございます。

○高橋少子化対策監 報告事項、みんなで子育て応援運動について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

まず、1の趣旨についてであります。次世代育成支援対策について、県では行動計画に基づき各種施策を総合的に実施しておりますが、効果的な推進を図るためには県民全体で取り組むことが重要でありますので、宮崎県次世代育成支援対策推進協議会と連携しながら、企業や事業所等に呼びかけ、社会全体で子育て家庭を応援する機運づくりに取り組むものでございます。

次に、2の運動の内容についてであります。

3つありまして、まず、(1)の子育て応援宣言については、企業や事業所等に地域の子育て支援活動への積極的な参加や協力を宣言してもらい、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいただくものであります。(2)の仕事と家庭の両立応援宣言については、企業や事業所等で従業員の仕事と家庭の両立を応援する働きやすい職場づくりを宣言してもらい、取り組んでいただくものです。(3)の子育て応援サービスについては、企業や店舗等に子育て中の家庭を対象に割引や特典のほか、子供連れに優しい心遣いなどのサービス提供に取り組んでいただくものであります。

イメージ図を示しておりますが、事務局としては、企業・店舗等に対する募集、並びに子育て家庭に対する情報提供を行ってございまして、登録された企業名や取り組み内容は県庁ホームページに掲載し、紹介しているところでございます。

次に、3のスケジュールについてであります。募集をことし8月から、また、応援宣言の公表やサービスの提供を10月から開始しております。運動の実施期間については、行動計画の計画期間であります平成26年度までを考えております。

次に、14ページをお開きください。4の応募の状況についてであります。12月1日現在、(1)の子育て応援宣言は55件、(2)の仕事と家庭の両立応援宣言は25件、(3)の子育て応援サービスについては470件の登録がございまして、このうち、(2)の仕事と家庭の両立応援宣言については、商工観光労働部の労働政策課が事務局となって推進しており、連携して取り組んでおります。また、具体例をそれぞれ示しておりますが、(3)の子育て応援サービスでは、この運動への参加をきっかけに、宮崎銀行など複数の金融機関が子育て家庭への金利優遇商品を出すというような動きがあらわれております。

最後に、5の今後の展開についてであります。今後は、NPO等との連携を図りながら商店街等への働きかけを強め、運動のさらなる拡大を図っていくことにしております。

以上でございます。

○中野委員長 以上で執行部の説明が終了しましたが、まず、議案及び報告事項について質疑はありませんか。

○内村委員 報告の中の4ページに、県有車両による交通事故130万というのがあるんですが、赤信号停車に追突したその損害ということですが、この被害に遭われた方の病状、どれぐらいのけがだったかをちょっと教えていただけますか。

○松田児童家庭課長 左のひじの骨折でございます。4カ月以上の通院を要しまして少し長引

いておりました。以上でございます。

○内村委員 その後の経過は、治療というかそれは全部済んでこの補償ということでしょうか。

○松田児童家庭課長 そのとおりでございます。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 今の、事故を起こした職員の人、その前の方にあります、道路を間違えて、後ろの方に車がいるのを知らないでバックしたという職員、これは、ちなみに職員に対するペナルティーみたいなというのが現実にはあるわけですか。

○松田児童家庭課長 いわゆる懲戒処分というようなことはありませんでした。

○内村保福祉保健課長 一般論になりますけれども、本人の過失の度合いとかそういうものによって、場合によっては注意をしたり、もっと厳しい処分があるということもあり得るとは思いますが、今回の事例はそういうものになっておりません。

○井上委員 赤信号でとまっていらっしゃるのに後ろから追突しても別に何も問題はなかったわけですか。私もわからないから聞いているだけですけど。

○松田児童家庭課長 正職員ではございませんでしたので、そこもありますけど、非常勤職員でありましたけれども、当初、警察の調書なんかでも、そんなに長引くほどの人身事故とは思えませんでしたので、後で骨折が発見されました。結果的に長引いて治療費がたくさんかかったような状況で、当初はそう私どもも重大なという、もちろん追突でございますので、100%こちらの方が悪いわけですけども、こんなに長引くとは予想はしておりませんでした。

○井上委員 今、酒気帯びも含めてそうですけ

ど、公用車の運転に関していろいろ問題もあるので、ぜひ各課としても注意を促していただくように要望しておきたいと思えます。

それから、もう一つ、補正で上がっている衛生管理課の国から委託された一日摂取量調査というのは、これはどういう調査なんですか。

○川畑衛生管理課長 国でことしの5月29日にポジティブリスト制度が導入されましたけれども、一応暫定の基準値が定められております。今回、799という非常に多くの農薬等があるわけですが、それを5年ごとに見直していくということでございます。それで、すべて一遍にはできませんので、優先順位を決めまして、マーケットバスケット調査ということで調査いたします。これは、国民が日常の食生活の中で農薬をどの程度摂取しているかというのを把握するための調査でございます。国民の栄養調査をもとにいたしまして、日本人の平均的な献立、これを作成しまして、実際にスーパー等に行きましてそういった食材を買って、実際は衛生環境研究所の方でこれを調理しまして、この献立ごとに残留農薬の分析を行っているということでございます。

○井上委員 以前一回もこれは調査されたことのないものなんでしょうか、それとも前のデータがあってそれと比較できるような状況になっているんでしょうか。

○川畑衛生管理課長 この調査は、残留物質関係は12年度以来検査しておりまして、15年度1回やっておりませんが、ことしで3年目、この一日の摂取量というのはやっています。ですから、今回60種類の農薬ということで、今回60種類をしますとまた別な農薬を実施するということでございます。昨年も約60種類を検査しておりますけれども、ことしは全く違う農薬を検

査するということでございます。

○井上委員 ということは、宮崎の県民においてということですが、そのデータというのはずっと残っているというふうに理解してよろしいんですね。

○川畑衛生管理課長 この結果につきましては、当然国の方に報告しまして、17年度につきましては、食品を14種類に分けます。穀類でありますとか、牛乳・バターとか、そういった14種類に分けて、それぞれを日常的に食べる分として検査いたします。去年は、食品の7群、7番目の群に整理されております調理品、トマトでありますとか、ニンジン、ホウレンソウ、ピーマン、カボチャ、こういった分でございますが、シメコナゾールという殺菌剤、これが0.27ppm検出されたということで報告をしております。これにつきましては、ポジティブリスト制度が導入される前は全く規制されていない農薬でございます。したがって、今回、それぞれの野菜によって違いますけれども、0.2から0.5ppmの暫定基準が定められております。

○井上委員 大体この310万ぐらいでずっと調査できるぐらいのものなのですか。

○川畑衛生管理課長 この検査にはいろいろな器具類とか試薬とかすべて要りますけれども、衛生環境研究所の方で今回必要としますのは、破碎をする機械、これが60万程度でございますけれども、あと、新しい農薬というものの標準品がそろっておりませんので、これを新たに買うということで、これがかなりの金額を占めています。それから、会議がありますとか、いろいろな需用費関係で310万ということで一応できます。

○井上委員 それだったら、宮崎が独自に続けてこの調査を同じようにやろうとしたら、310万

ほどは要らないというぐらいの金額でできるということですか。

○川畑衛生管理課長 もちろん機械類につきましては、LC/MSとかGC/MSとか、今回入れます三千数百万のLC/MS/MSとかいろんな機械があるんですが、今回の検査方法は国から指定されまして、GC/MSで検査しなさいということに来ております。したがって、このGC/MSというのは、従来から衛生環境研究所が持っておりますので、これを新たに買うということになりますと莫大な金額が要りますが、こういった機械を利用されると。必要なのは、今ストックしていない新たな農薬、そういった標準品を買う。そういった金が必要であるということでございます。

○井上委員 次は、障害福祉課にちょっとお尋ねしたいんですけど、議案第6号に関して、指定障害者福祉サービス事業者の指定を宮崎市に権限移譲するということなんですけど、宮崎市においては、指定業者というのが必要性というのでも高いと思うんですね。それで、宮崎市はそれはできるというふうに理解してもいいんだとは思いますが、事業者を指定していく場合の県との関係といいますか、そのことについての県との意見調整みたいなものというのは、そういう場はあるものなんでしょうか。

○靄田障害福祉課長 今お尋ねの件でございますけれども、支援費の段階までにつきましては中核市である宮崎市さんが事業者を指定しておりました。障害者自立支援法が成立しまして、ここに伴う事業者指定ということで現在は県が行っております。県が行って、6年後にもう一度事業者の再指定等が始まってきますので、19年4月1日に指定を宮崎市の方に移譲しますので、この辺につきましては連携はうまくとって

やりたいというふうに思っているところでございます。9月までは中核市がやっていた部分を、新たな自立支援法のスタートに伴って、県、これが今、事業者を指定をどんどんやっているところです。この部分につきましては、宮崎市も従来9月までやっておったので、新年度ぜひ宮崎市の方に欲しいと、そういう要望等がございましたので、今、井上委員のお話にありましたように、十分中核市さんとは協議を重ねた上で権限移譲というふうになったところでございます。以上でございます。

○井上委員 次、もう一つ、健康増進課にお聞きしたいんですけど、今回移譲される事務は、移譲する市町村というのがこれだけ名前が挙がっていますけれども、体重2,500グラム未満の乳児の届け出の受理をしたら何か……、できないような市町村というのはあるんですか、市町村は一斉に受けられないのには何か理由があるんですか。

○相馬健康増進課長 これは保護者が従来は保健所の方に低体重児出生届をしていたものです。それを直接市町村に届け出すことによって、市町村も低体重出生児の把握をしやすくなりましたしてサービスを提供しやすくなるということで、私どもとしましては、全市町村に対しまして受けませんかということでアンケートさせていただいたところです。ただ、従来でも保健所から市町村に対して情報提供が行っておりましたので、そういう面で、改めて自分ところで受けなくてもそんなに支障がないというような市町村もございまして、希望する市町村がこの12カ所になったところでございます。

○中野委員長 ほかにありませんか。議案、報告事項ではありませんか。

○太田委員 議案の方では関連するかもしれま

せんが、第6号関係で、今の井上委員の質問でもわかりましたが、午前中の委員会の中でも、市町村、身近なところで受け付けてあげてそれをサービスとしてどんどん返すわけですから、移譲というのはいいことだろうと思います。それぞれ3課か4課ほど移譲するということで説明がありましたが、事務をとったところに対する交付金ですね、これは、仕事だけふえて余りお金がおりてこないような状況であれば受けづらいところもあるんじゃないかなと思ひまして、例えば、福祉保健課の民生委員法による事務をおろしたところ、都城市だけが受け取ったということではありますが、本来ならば市ぐらいは全部手を挙げてやりますよと言ってもいいだろうとは思いますが、ここが都城市だけになった理由というのはどんなものなんでしょうかね。

○内栞保福祉保健課長 権限移譲自体は、全体的なメニューを、行政経営課という課が県は全体の窓口なんですけれども、の方で市町村にお示しをして、それに対して要望、希望があったところに対してそれぞれの担当課の方で後から具体的には詰めるというふうにしていますものですから、都城市以外のところがなぜなかったか、メリットがないというふうな見方をしているのか、そういう予定も何もないということなのか、ちょっとわからないんですけど、都城市につきましては、具体的にこの事務を自分ところですぐ行使する予定があるわけではどうもないみたいで、全体を見ますと、結構都城市さんは権限移譲を受けていらっしゃるの、市の基本的な姿勢として受け入れられるものは受け入れるというお考えがあるのかなと思います。それと、事務を処理をした場合は、一定の計算の式に基づいて必要な経費を交付金で交付するようになっているというふう聞いております。

○太田委員 そういうふうな一定の算定方式で交付金をおろすということではありますが、私も以前こういった話を受けたときに、市町村では、仕事ばかりもらってねという多少の不信感があるんですよね。だから、そういったのをぬぐい去ってやっていかないと、なかなか市町村も事務がいただけないというか、踏ん切れないというようなこともあるかもしれません。それともう一つは、首長あたりが多少強権的にといますか、イニシアチブをとって、やるぞと言っていく、それがいいことかもしれないし、また、現場にとっては、それはまだ条件そろっていませんよという問題もあるかもしれんもんだから、そこ辺はひとつそれなりの十分な理解等をさせてもらいたいなと思います。そして、お金の面でも、一つの算定基礎があるというふうに伺っておりますが、その辺も十分市町村が受けやすい金額にしておかないと、市町村もなかなかつらい業務がだんだんふえておりますので、つらいところがあるんじゃないかなというところは配慮していただきたいと思います。それはこの6号関係で移譲されているところのすべての課に要望として上げておきたいと思います。

それから、衛生管理課の方に6号関係で聞きますが、貯水槽の10トンを超える分はこれまで県だったということではありますが、10トンを超えるものが今まで県だった意味というのは何なんでしょうか。県がこれまで持っていたというのは。それを今度市町村にこういう形で権限移譲でおろすわけですね。

○川畑衛生管理課長 水道法で、水道事業者から水を引き込んでタンクに入れる、それが10トン以上のものについて水道法の適用を受けるという形で、そこに線引きがされておまして、10トン以下の分については法的には何もないとい

うこととございます。

○**太田委員** 10トンというのが、なぜ10トンで当時決められたのかなど。今は科学技術の進歩で市町村も十分そういうチェックはできるんですよとか何とかあるのか。昔はその辺が市町村では難しいだろうというようなことでもあったのかなと思って聞いたわけですけど、何らかの理由があったんでしょうね。なければいいですけど。

障害福祉課の方にもう一回聞きたいと思います。6号関係で、指定障害福祉サービス事業者に対する勧告、取り消し、効力の停止等に関する事務も市町村におろすということですが、気になるのは、そういった事業所が水増し請求したりとか、ああいうのがどうしてもついて回ったりするんですよね。だから、地元の市町村がきちっとチェックをかけられることの方が望ましいということかもしれません。ただ、そこまで市町村がやり切れるかどうかという問題もあるもんだから、やり切れたら本当にすばらしいとか、いい意味での税金の節約にもなるわけで、また不正防止にもなるわけですから、せっかく事務移譲するわけですから、きちっとこの辺の権能を有効に活用していただきたいという思いなんですけど、その辺はどうでしょうか。

○**靄田障害福祉課長** 今、太田委員御指摘のとおり、市町村に事務が移譲されていくんですけども、この障害者自立支援法の県の役割という部分が、市町村に対するバックアップ、指導助言、援助ということも強く求められております。ですから、この部分につきましては、先ほど井上委員がおっしゃったように、中核市さんとは十分詰めておろしていきますので、今後を含めたそういう部分につきましては、取り消し、そういう行政処分に伴う部分につきましては、

事務を執行する市町村とは十分詰めて行っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○**太田委員** 都城市だけですね、今のところ。ほかの市の状況はどうなんでしょうか。

○**靄田障害福祉課長** 自立支援法絡みは、宮崎市、中核市だけでございます。それから、今お尋ねの心身障害者扶養共済制度、これにつきましては、31市町村アンケートとった結果、宮崎市、都城市、延岡市、この3市がやりたいという御希望がありますので、この分はこの内容でおろしていきたいと思っております。

○**太田委員** 確認します。指定障害福祉サービスの事業の事務移譲は、中核市のみしか移譲できないという意味なんですか。

○**靄田障害福祉課長** 移譲はできるんですけども、31市町村にアンケートをとった結果、中核市さんだけが御希望があった。また、内容から見ると、行政処分等も絡みますので、なかなか小さなところにおいては、児童の福祉から、障がい者から、高齢者から、一手になっていくという状況等もございますので、この分についてはこれまで経験があった中核市さんのみが名乗りを上げているところでございます。以上でございます。

○**中野委員長** ほかにありませんか。

○**内村委員** 先ほどの食品衛生の一日の摂取量の実態調査をするというこの件なんですけど、残留農薬の調査する項目ですけども、販売元に行ってしまうのか、それとも製造元を主にされるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○**川畑衛生管理課長** これは先ほどちょっと説明いたしましたけれども、食品を14グループに分けてまして、まず、1グループというのはどういうものかといいますと、玄米であるとか、も

ちとか、そういった穀類でございます。それから、2グループとしましては、てんぷら粉とかパン類、食パンとか、うどんとか、スパゲッティ、ジャガイモ、そういったもの。それから、3番目が上白糖、カステラとか、ケーキとか、キャラメル。4番目がバターとかマーガリン、5が大豆、豆腐、油類、こういった形で14のグループに分かれております。したがって、そういった原料を市場とかスーパーに行き買って、それをそのまま砕いて検査するんじゃなくて、通常我々が食べる調理をしまして、その調理したやつを再砕して、その中に農薬が入っているかどうかということでございます。

○内村委員 原料を購入して調理されるということで、現在売られている弁当とかそういうのについては全然されないのでしょうか。

○川畑衛生管理課長 一応やり方が今説明した形で、そういった食品群から選んで170種類の食品を買ってきて、日常国民が食べるような料理、調理をして、そして、その中から国が指定しました、私たちの方は61種類なんですけど、その農薬がどのくらい入っているかどうかを調べなさいと。今回17の機関が参加しております。私たちの分は、宮崎県で170種類の食品を選んで通常の調理をして、調理したものをそれぞれ61種類の農薬がどのくらい入っているかというのを検査して報告するというところでございます。

○内村委員 実は今ほとんど外食といいますか、弁当を買って食べる人が多いんですが、その中の野菜が、つくられる段階で、調理される段階で薬につけてあるんです。例えばブロッコリーとかレタスとか、弁当としてつくるときに既に薬につけてからパックにして弁当として出されるということで、実際調理する人たちが、絶対買って食べないと公言していらっしゃるんです

よ。だから、お弁当に入っているレタスを食べるときは、水の中に30分ぐらいつけてから食べないとだめよというのを言いながらつくっていらっしゃるのが現実なんですけど、だから、そういうところで、たまにはこういう販売されているものを、調理されたものを買って、その残留農薬を調べていただきたいなと思って。今、弁当に頼る人が、コンビニとか多いんですが、そのところをやっていただけるとありがたいなと思うんです。

○川畑衛生管理課長 今、委員のおっしゃいました、それはどういう薬に入っているかわかりませんが、普通、多分、殺菌用の次亜塩素酸ナトリウムとかそういった消毒する殺菌のところに入っているんじゃないかなという気はしますが、でも、そこでそういった農薬なんかを使うということは考えられませんので、今ノロウイルスとかいろんなのがはやってますけれども、そういった食中毒を防止する上での殺菌、何らかの殺菌剤が使われているかなと思います。一応お聞きしましたので、そういった形での検査、そういったのも今後検討してみたいと思っております。

○中野委員長 ほかにありませんか。議案及び報告事項ではありませんか。

ないようですので、その他の報告事項ではありませんか。

○井上委員 それでは、大変これから問題になります療養病床の再編成について若干お聞かせいただきたいというふうに思います。

再編成のあり方というのは国が決めているので、あとは県が本当にこれに対応できるのかどうかというのが課題だと思うんですけど、実際、宮崎県内で不足する、15万床になった場合、あふれるというふうに想定しているのはど

のくらいだというふうに想定していらっしゃるのでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 国は今のところ38万床を15万床にするということです。単純にこの率を掛けますと、今5,000床ありますが、2,000床ぐらいになるということで、3,000床ぐらいが、率を掛ければですけれども、減るということになっています。ただ、国はこういう15万床という方針を出していますが、今、実は全国的に実態調査をしまして、果たしてこれで可能かということで、国の言い方としましては、一応の目安だというような言い方を今しております。

○井上委員 私なんか単純に計算しても、2万3,000床は不足するという形になるわけですね。その方たちをどこかに移動させないといけないということと、もう一つは、ふえることを想定しないといけないので、それではおさまらないと、年々ふえていく可能性高いと。高齢化率は上がっていくわけですから、そこは非常に高くなっていくだろうというふうに思うんです。だから、シフトとしては在宅介護の方向を模索せざるを得なくなるわけですね。今の生活スタイルの中から急に在宅介護をとられたときに対応できるかと言われると、なかなか難しい面があると思うんですけれども、このあたりについては担当課としてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○畝原高齢者対策課長 御指摘のように、介護保険ができたときから、いわゆる在宅にというねらいがあって、数字的には在宅の方が伸びてはきております。ただ、在宅に帰った場合に、どうしても介護される方が高齢だと、いわゆる老老介護というケースもございますので、なかなか一律に在宅では難しい面もあるのかなというふうには考えておりますので、施設につきま

しても、いわゆる療養病床というのはいずれも病院なんですけれども、病院が一般病床に転換する場合にも、できたら老健とか介護を必要とする方々の受け皿として整備していただきたいというのが1点ございますし、それから、在宅に帰った場合に、拠点の診療所といいますか、医療的なバックアップがないとなかなか難しいところもありますので、今、実は医師会等とも何回か、先生方は昼が忙しいですので、夜にいろんな勉強会をしております、これをやれば解決ができるという妙案は出てきておりませんが、医師会の方としてもすぐに廃止をするようなことは今のところは考えていないということもございますので、この制度がスタートするのは24年度からとなっています。あと5年間ぐらいありますので、そこ辺り十分市町村とも連携しながら検討していきたいというふうに考えております。

○井上委員 今おっしゃったように確かに5年なんですね。5年のスパンで言われているようなことが、例えば地域ケア整備構想というのできたとしても、それがそのようになっていけるのかというのは非常に難しい点があると思うんです。在宅に戻せば結局またマンパワーも必要ですから、そのマンパワーが確保できるのかという問題と、財政的バックアップはそれだけできるのかどうかというのが出てくると思うんです。各市町村との在宅介護に向かっていくときの連携だとか、地域ケア整備構想等したときの市町村との兼ね合い、それはどんなふうに進んでいますか。

○畝原高齢者対策課長 実は、今、療養病床を持っている県内の医療機関、これは1けた台から200床近いベッドを持っているところと、いろいろあるんですが、百数十機関あるんですけれ

ども、すべての医療機関に、どういう方が入っていらっしやって、家族構成はどうですかと、それで退院可能ですかということを含めてアンケートとってまして、それを必ず市町村の方に出してくださいということで、私どもに直接来るんじゃないで、市町村の方で、自分のところの管内にどういう方がいらっしやってということで、アンケートをベースに市町村で今ヒアリングをしてもらっています。当然市町村としても受け皿の整備は考えていますが、片や介護保険料との絡みが出てくるということもあります。先ほどからの繰り返しになりますが、市町村としてもこうしたいという妙案はなかなかないんですけれども、1つには、療養病床が廃止されるようになってハード的になくなるわけではない、ベッドはそのまま残るわけですし、介護保険で請求されなくなるということですから、物がなくなるわけではないということもありますので、そこら辺も十分医師会とも連携しながら、市町村と医師会と県と三者一体で協議しているところでございます。

○井上委員 すべての人がすぐ動けなくなるわけではないので、ケアがうまくいくということがすごく大事だと思うんですね。確かに病床がなくなるわけではないけれども、それをどんなふうに変換していったり、どんなふうに急激な変化に対応できるようにしていくかということ、これは医師会とは十分議論をしていただきたいなというふうに思うんですね。

一方では、宮崎市内なんかもそうですけど、有料のケアハウスみたいなのが非常に今建っているわけですね。それと、それに近い形のもの、段階を追ってケアハウスも幾つかあるみたいなんですけれども、宮崎の地域柄としては変ですけれども、そんなに沢山のお金は出せないけ

れども、ある程度の経済的負担はできるというふうなところを含めて、いろんなことを想定して考えてやっていただければいいかなというふうに思うんですね。なかなかこれは今のところ全体像というのが見えてこなくて、どこに問題点というか、ひずみみたいなのがどこに完全に行ってしまうかということについてもまだ明確ではないので、いろいろ大変でしょうけれども、そういう実態把握を含めての国とのやりとりというのもしっかりやっていただいて、地域には地域の事情みたいなものもあるわけですから、そのあたりもしっかりやりとりをしていただけるといいかなと思います。一概に国からのものを全部受けとめるというのではなくて、できないものについて反発はきちんとしておいていただくということはすごく大事ではないかなというふうに思うんですね。実態調査が進めばある程度することはできると思うんですけど、宮崎としてはこうあったときが一番ベターではないかというような、ある程度の総枠みたいなのは、ある程度宮崎でもここはこれぐらいだったら可能かというような構想みたいなのがあって、その中でそがざるを得ない、削らざるを得ないということがどんどん出ていくと思うんですね。現実にはできないものとかできていくと思うので、ですから、非常にシビアな対応と、それから、もう一方では、県民が大きくかかわってきて意識改革もしなければいけない部分も出てくると思うので、ある意味では一歩突き進んだ、突っ込んだ議論を十分に県としてはしておいていただきたいと思いますので、そのことについては要望しておきたいというふうに思います。

もう一点よろしいでしょうか。次の少子化対策のところの、みんなで子育て応援運動という

のを、これは私もぜひどんどん推し進めてやっていただきたいというふうに思います。母親も家庭も孤立していくということが非常に問題なんであって、地域全体、社会全体で支援をしていますよという温かさみたいなのが通じるということはずごく大事だと思うんですね。ここで取り組まれている宣言の問題は、例えば声を出しているというだけで何の効果もないというふうに言う方もいらっしゃるかもしれないけど、これはすごく大きな評価ができると思うんですよ。ですから、この運動総体の中身が物すごく私は一つ一つを十分評価できるというふうに思います。

ただ、問題なのは、これがPRがきちんとあって、そして、お母さん方のところまで気持ち伝わるというのがすごく大事なかなと思うんですね。そして、この子育て応援サービスというのなんかもうれしいですよ、親にとってみれば。母親にとってみればとっても楽しいことだと思うんですよ。ですから、こういうのがしっかりとその人たちに、個に伝わっていくというPRをどうするかということが大事だと思うんですけども、そのPR対策についてはどのようにされているのかについてお尋ねしておきたいと思います。

○高橋少子化対策監 今御指摘のように、いわゆる広報活動というものが大事だというふうに考えています。ただ、今、県庁のホームページの中で情報提供しておりますけれども、いわゆるサービスの受け手であります子育て家庭の方々が、実際そういうサービスを受けられて、あるいはその時点でどう感じられるかというところが大事なわけですので、できるだけ子育て家庭の視点でサービスが十分広がっているかどうか、あるいは新たなサービスが必要だというよ

うな提言だとかということも含めまして、そういったものがどんどん広がっていくことが大事だというふうに思っていますので、この運動につきましても、県内の子育て支援活動に取り組んでいらっしゃるNPO団体だとか、そういった団体の方々との情報交換の場を何度も持っておりまして、そういう中で、できるだけ子育て家庭の方々、実際子育て中の親御さん方に直接広がっていくような、いわゆる口コミで広がっていくという部分も大事にしているというところがあります。ですから、県としてはいろんな広報媒体を通して広報活動しておりますけれども、それとあわせてそういう活動も取り組んでいるということでございます。

○井上委員 できたら、この子育て応援サービスなんかはマークとかああいうのをつくっていただいて、そして、お母さんたちの必ず出入りする、例えば予防接種に行く場所であったりとか、最初は産院が一番いいわけですけど、そういうところとか、そういう目につきやすいところにマークを置いていただいて、このマークがあるところは、赤ちゃんを育てている人たちはこういうサービス受けられますよというのがわかるといいなと思うんですね。若葉マークは高齢者の方というのがわかるように、何かそういうマークを研究していただいて、そういうのがあったら、これは赤ちゃんマーク、だったら、これには何割かのサービスがあったり、何か聞いたときにいろんな答えをしていただけるといようなことをちょっと工夫していただけると、市町村とも一体とならないとなかなかできないでしょうから、企業も一番メリットもある内容だと思うので、ぜひこれについては努力はしていただけないものかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○高橋少子化対策監 この運動に参加してくださる企業だとか店舗だとかそういったところにつきましては、実はこのサービスの取り組みについては、本県だけでなく九州各県、いわゆる北部九州5県でも取り組んでおりまして、共通のシンボルマークというかそれをつくっております。それで、本県におきましても、他県と同じシンボルマークを使いまして、いわゆるステッカーとしてそれぞれの参加いただきました企業あるいは店舗等にお配りをしております。できるだけ店舗等で目につきやすいところにそれを張っていただくというようなことでお願いをしているところです。

○井上委員 ぜひ地域でもっともっとマークが広がるように努力をしていただくようお願いをしておきたいと思います。地域間に格差があるという言い方はおかしいんですけど、十分に取り組んでいるところと、魚屋さん1店でもいいし、トイレはうちは子供たちのおむつをかえるところがありますよみたいなマークでもいいですし、そういうふうにして広がって、地域がそういうふうにして赤ちゃん育てに応援をするというような感じで、ぜひそのマークが広がるように御努力いただきたいと思います。以上です。

○中野委員長 ほかにありませんか。その他の報告事項で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 なければ、その他で何かありませんか。なければ、私から1点だけちょっとお尋ねします。

知事の提案理由の説明の中で、さきの台風あるいは集中豪雨について、9月議会でいろいろと動きがありましたが、それに向けて、被災者に対し何らかの支援を行う制度の創設に向け、具体的な検討を進めると、こういう説明をされ

ました。これの具体的な取り組みをまずは教えてください。

○内柙保福祉保健課長 9月議会の決議を受けまして、その後いろいろと検討いたしまして、制度創設についての決議でございましたけれども、制度の創設をどうするかというまず基本的なこともございますけれども、仮に制度をつくる場合に、制度の内容として、どの程度の災害を対象にするのかとか、支援の内容をどういうふうにするのかとか、所得の制限をつけるのかとか、財源はどうかとか、今ある支援法との整合性の問題等々いろいろ検討点ございますので、そういうもろもろの点につきまして検討を進めてきたところでございます。そうしまして、今回の議会の冒頭の提案理由説明のところで、何らかの支援を行う制度の創設に向けて具体的な検討を進めるというふうなことで御説明をしたところでございます。

○中野委員長 その制度の検討はいつごろまでになるのかということと、説明では、来年度の当初予算編成の中で精査したいと、こういうふうに説明されましたが、その辺の中は具体的にはどうなっていくんですか。

○内柙保福祉保健課長 提案理由説明にございますように、具体的な内容につきましては、この時点では当初予算編成の中でと申し上げておりました。このような事態になりましたので、来年度の予算ではありますけれども、当初の骨格の予算の中で難しゅうございますので、その後の肉付け予算の中でそういう内容について精査をした上で御説明をしていくということになると思います。

○中野委員長 いわゆる来年度以降の制度ということになれば、また予算もそうなれば、ことし発生したえびのでの床上浸水あるいは延岡の

竜巻の被害、こういうものは該当しないということになりますか。

○内戸保福祉保健課長 この制度は来年度につくる制度でございますので、18年度の災害は新しい制度の対象にはならないだろうというふうに思われます。

○中野委員長 単年度予算主義という話も聞きましたが、ことしのことを要望したのに、結果的に、来年度以降は制度が当てはまるものであれば該当していく。昨年度は昨年度で該当した。一番肝心の18年度は全くフォローされないというか該当しないということになれば、9月議会で代表質問、一般質問で意見が出ました、質問が出ました。そしてまた、ここの委員会でもかなりの意見が出て知事にも来てもらいました。委員長報告にもまとめました。それから議会としての決議もさせていただきました。その辺の重みというか、それはどんなふうになるのか、部長にお尋ねします。

○河野福祉保健部長 9月議会の決議を受けまして、新たな制度を創設するということについては提案理由で申し上げたところでありまして、18年度のえびの、延岡の対応につきましては、代表質問でも一般質問でも一貫して、広域かつ甚大な被害とは言えないので対象としないと言っておりますが、当委員会の要望につきましても、知事の方は「承りました」と言っておられますが、以後の検討結果につきましては、あくまでも新たな制度について検討しているということでございます。

○中野委員長 本年度の議会中にいろいろ発生したことを、そして、議会としていろいろと要望したり、意見が出たり、まとめたりしてきたものを、本年度のものがフォローされないということはいかがなものかなと私は思います。ぜ

ひ何らかの形でえびのの床上あるいは延岡の竜巻被害、これも該当するように何らかの方法をつくっていただきたいと思うんですね。来年度制度ができて予算化したものを、前年度には遡及できないという話も他の係で聞きましたから、そのほかに何かのやり方をぜひ検討していただいて、えびのあるいは延岡で発生した災害と同等なものが来年度以降救済される制度をもしつくるのであれば、ことし発生したのも必ずフォローできるような方策を部長は考えてほしいと思うんですね。それがないと、これは不公平きわまる制度だと。要望した年のものが全く該当せずに翌年からなんていうのは、我々からすれば、要望した者からすれば、議会の筋からすれば、いただけないものでありますから、ぜひそのように検討をしてくださるよう、お願いというか、答弁をお願いします。

○河野福祉保健部長 このような事態になりまして、2月議会の補正予算というのが我々の一つの目標であったわけでありまして、補正予算が技術的にも難しいと、検討がストップしている状態でありまして、新たな体制の中でさらに全体の検討はしなくてはならないと思っておりますけれども、現段階ではかなり難しいというふうに考えております。以上です。

○中野委員長 鹿児島県で発生したときには、短期間の間に似たようなものができたんですね。宮崎県においては、9月に我々といろいろして、もう2カ月経過したんです。この2カ月間は何であったんだろうかというふうに思うんですが、その辺は何とも感じられませんか。

○河野福祉保健部長 この2カ月間につきましては、議会の決議を真摯に受けとめて、市町村と協議しながら、新たなシステムづくりについて検討を進めてきたところでありまして、市町

村ともある程度の事務レベルでの打ち合わせは済んでおりますが、政策決定責任者段階での話はまだ至らないところでありまして、決して2カ月間むだに過ごしていたわけではありません。

○中野委員長 この問題は焦眉の急であったはずなんですから、電光石火のごとくすべき課題であったと私は強く申し上げておきたいと思えます。ですから、先ほどの要望が実現するようにお願いをしておきます。

○黒木委員 今、委員長から話があったように、災害は、ことし発生したものを来年度というのは、少なくともそういった政策を講じないと、1年先、2年先というようなことじゃ、それは被災者の中にも比較的財政の豊かな人もおるかもしれませんが、本当にやっとかつと家もつくって、全滅したと、そういう家庭もかなり多いと思うわけですが、なるべく早い時期にやってもらわんと私はやっぱり意味がないと思うんです。何とか我々議会としてもさらに要望したいと思えます。それは特に考えていただきたいと思えますが、新たに知事が誕生されたら、即この問題は取り上げていただきたいと私からも強く要望申し上げておきたいと思えます。以上です。

○中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時28分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、11日に行いたいと思えます。

開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 何もないようでありますので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時29分散会

平成18年12月11日（月曜日）

午後1時28分開会

出席委員（8人）

委員	長	中野	一則
副委員	長	宮原	義久
委員		川添	睦身
委員		黒木	次男
委員		井本	英雄
委員		内村	仁子
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主幹	野間	純利
総務課	主任主事	児玉	直樹

○中野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第3号、第6号、第8号、第9号及び第16号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第3号、第6号、第8号、第9号及び第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願の取り扱いについてについてであります。

まず、請願第11号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 請願第11号について、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

請願第11号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中野委員長 挙手全員。よって、請願第11号は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま請願第11号が採択となりました。当請願は、意見書の提出を求める請願であります。同じ趣旨の意見書が既に本年9月定例会において提出されておりますので、この際、当請願に基づく意見書案については提出しないことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、請願第28号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○井上委員 ちょっと勉強させてください。継続。

○中野委員長 請願第28号について、継続との御意見がございますので、お諮りいたします。

請願第28号について継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中野委員長 挙手全員。よって、請願第28号については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関す

る調査につきましては、継続審査といたしたい
と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議ありませんので、この旨
議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。
委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、委員長報告についま
しては、正副委員長に御一任いただくことで御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時34分再開

○中野委員長 委員会を再開します。

1月23日に閉会中の委員会を開催することと
し、内容につきましては、正副委員長に一任と
することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 何もないようですので、以上で
委員会を終了いたします。委員の皆様には大変
お疲れさまでした。

午後 1 時35分閉会